

「横浜市人権施策基本指針（改訂版）」原案について

「横浜市人権施策基本指針」は、人権尊重を市政の基調とし、横浜市のあらゆる施策・事業を人権の視点を持って推進するため、その基本姿勢、取組課題、施策の方向性を明らかにするものとして、平成10年12月に策定しました。

策定から12年が経過したため、改訂します。改訂にあたっては、様々な人権問題に取り組む46の団体へのヒアリング（平成22年7月～10月実施）、「人権に関する市民意識調査」（平成22年7月実施）の結果を踏まえ、「素案」を作成いたしました。「原案」は、この「素案」をパブリックコメント（平成23年5月24日～6月23日実施）に供し、頂戴しました市民の皆様のご意見を踏まえて調製いたしました。

1 基本的な考え方

指針策定以降、今日に至るまでの間の国の人権に関する法整備等や、またそれを受けた本市の取組に対応し、必要な修正を行います。

改訂は、現行「指針」の骨子は生かし、記述等の見直し・時点修正を行います。

2 「横浜市人権施策基本指針（改訂版）」【原案】の構成と概要

- 第1章 指針の改訂について
- 第2章 人権問題についての基本認識
- 第3章 人権施策推進の考え方
- 第4章 様々な人権課題への取組
- 第5章 人権施策推進のための取組
- 第6章 市民・地域団体・事業者・マスメディアの皆さんへ
結びにかえて

素案の構成（※：新たな記述部分）	各章の主な内容等
第1章 指針の改訂について (P.1～2) 1 指針策定の背景 2 指針の改訂にあたって 3 指針の位置づけ (1)指針がめざすもの (2)横浜市の取組 (3)市民の皆さんとの協働 ※4 指針の見直しについて	・現行指針策定の背景及び、今回改訂を行う理由について記載 ・「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現を目指す ・人権尊重の視点から施策・事業を実施 ・人権問題に取り組む市民団体・NPO等との意見交換の実施 ・社会全体の協働の取組を提唱 ・指針の充実を図るため、5年を目途に改訂を実施

<p>第2章 人権問題についての基本認識 (P. 3～6)</p> <p>1 人権をめぐる国際社会の取組</p> <p>2 人権をめぐる国内の取組</p> <p>3 人権の基本的考え方 (1)個人の尊厳と可能性の発揮 (2)相互の人権の尊重</p> <p>4 人権問題に対する現状認識 (1)人権問題の現状と課題 (2)偏見や差別の要因</p> <p>※5 互いの尊厳を尊重しあう社会の実現に向けて (1)「人権問題を解決する」とは (2)多様な力を発揮し合い、支え合う社会へ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権をめぐる国内外の動向、実現すべき社会のあり方などについて記載 ・人権に関する各種の国際条約、国際年の取組等について ・人権に関する法整備面等の取組について ・22年度実施した「人権に関する市民意識調査」における「関心のある人権問題について」の結果（上位5位） <ul style="list-style-type: none"> ①障害者の人権問題 ②子どもの人権問題 ③高齢者の人権問題 ④女性の人権問題 ⑤インターネット上での人権問題 ・公平公正な社会の実現に向けた営み ・差別、偏見、排除ではなく、支えあう社会を目指す
<p>第3章 人権施策推進の考え方 (P. 7～10)</p> <p>1 基本姿勢 (1)人権尊重を基調とした市政 (2)差別を受けている人々の立場にたつ (3)市政を担う職員の人権感覚の研さん</p> <p>※(4)地域社会全体の取組とするために</p> <p>2 取組に向けた視点 (1)人権問題への理解を深めるために (2)人権問題の取組を推進するために</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・横浜市が人権施策を推進していく上で、横浜市職員の持つべき基本姿勢について記載 ・職員一人ひとりの取組の視点 ・業務における取組の視点
<p>第4章 様々な人権課題への取組 (P. 11～33)</p> <p>○女性 (P. 11～12)</p> <p>○子ども (P. 13～14)</p> <p>○高齢者 (P. 15～16)</p> <p>○障害児・者 (P. 17～19)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・個別の人権課題について取組の考え方などを記述 ・「第3次男女共同参画行動計画」「DV施策に関する基本方針及び行動計画」 ・「かがやけ横浜こども青少年プラン」、人権教育の推進、児童虐待の対応強化 ・「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、虐待防止の取組等 <ul style="list-style-type: none"> 《補足》認知症について ・「横浜市障害者プラン(第2期)」、障害児支援の取組等 <ul style="list-style-type: none"> 《補足》障害特性に応じたコミュニケーション

<p>○同和問題 (P. 20～21)</p> <p>○外国人 (P. 22)</p> <p>○疾病 (P. 23)</p> <p>○職業差別 (P. 24)</p> <p>※○ホームレス (P. 25)</p> <p>※○性的少数者 (P. 26～27)</p> <p>※○自死・自死遺族 (P. 28)</p> <p>※○インターネット等による人権侵害 (P. 29～30)</p> <p>※○様々な課題(アイヌ民族・拉致被害者等・犯罪被害者等・刑を終えて出所した人・人身取引・その他(寿町への偏見・被災者の人権) (P. 31～33)</p>	<p>ヨン・ツールの確保</p> <p>《補足》精神障害について</p> <p>《補足》発達障害について</p> <p>《補足》高次脳機能障害について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同和問題の現状、22年度市民意識調査の結果等 ・「ヨコハマ国際まちづくり指針」、多文化共生社会の推進 ・感染症、難病、精神疾患の正しい理解についての啓発等 ・職業に関わる差別偏見の解消に向けた取組 ・「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」 ・性同一性障害、同性愛、性分化疾患の理解について ・自殺予防、自死遺族支援に向けた総合的な施策の推進について ・インターネット利用に関わる人権侵害の防止に向けた啓発等 ・それぞれの課題について啓発、当事者支援等の取組について
<p>第5章 人権施策推進のための取組 (P. 34～44)</p> <p>1 啓発・教育・研修の推進</p> <p>(1)啓発</p> <p>(2)教育</p> <p>(3)研修</p> <p>2 調査・現状把握</p> <p>(1)調査と現状把握</p> <p>3 権利擁護システムの構築</p> <p>(1)権利擁護</p> <p>(2)法令等の点検</p> <p>(3)相談</p> <p>(4)人権とプライバシー</p> <p>4 人権ネットワークの形成</p> <p>(1)ネットワークづくり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・人権課題の解決に向け、共通して必要な取組についての方向性及び取組の考え方等について記載 ・様々な手法による啓発の推進等 ・人権教育の推進等 ・市職員、教職員、事業者等の人権研修の取組 ・事業アンケート、当事者との意見交換、市民意識調査の実施 ・成年後見制度、虐待防止の取組等 ・人権の視点からの点検、改善 ・相談体制の充実、人材育成、研修等 ・プライバシーの保護、早期の情報提供 ・社会全体の取組とするため、人権関係団体、NPO等との協働を推進

<p>第6章 市民・地域団体・事業者・ マスメディアの皆さんへ (P. 47～49)</p> <p>1 市民の皆さんへ (1) 積極的な自己啓発 (2) 当事者とのふれあい (3) グループ等による自主的な活動 (4) 日常生活での実践</p> <p>2 地域団体の皆さんへ (1) 研修・啓発の取組 (2) 当事者の参画の促進 (3) 地域としての取組</p> <p>3 事業者の皆さんへ (1) 就職差別の解消 (2) 誰もが働きやすい職場づくり (3) 地域社会の一員としての企業</p> <p>4 マスメディアの皆さんへ (1) 人権問題への積極的なアプローチ (2) 人権上の配慮 (3) 人権研修の取組</p>	<p>・市民・地域団体・事業者・マスメディアにおける人権問題に対する積極的な取組への期待を記載</p> <p>・地域福祉計画策定等への当事者の参画 ・地域社会における人権意識の向上</p> <p>・公正な採用選考等の取組 ・セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントの防止</p>
<p>※ 結びにかえて (P. 50)</p>	<p>・本指針の活用の呼びかけ及び、当事者へのエール</p>

○ 平成 22 年度の取組 及び 平成 23 年度のスケジュール

平成 22 年度の取組内容

22 年 6～9 月	当事者（支援者）団体・機関への意見聴取
7 月	市民意識調査
10～12 月	見直し素案の調整
23 年 1 月	横浜市全区局への意見照会
2 月	素案に対する当事者（支援者）団体・機関との意見交換
3 月	市会常任委員会報告（素案）

平成 23 年度のスケジュール

5 月～6 月	パブリックコメント実施
6 月～7 月	パブリックコメント集計、当事者（支援者）団体・機関説明等
7 月～8 月	専門部会、幹事会、人権施策推進会議の開催、原案の調製
9 月 9 日	市会常任委員会報告（原案）
10 月	改訂指針の公表（予定）

横浜市

人権施策基本指針

（改訂版）【原案】

平成23年9月

横浜市



目次

第1章 指針の改訂について

1 指針策定の背景	1
2 指針の改訂にあたって	1
3 指針の位置づけ	2
4 指針の見直しについて	2

第2章 人権問題についての基本認識

1 人権をめぐる国際社会の取組	3
2 人権をめぐる国内の取組	3
3 人権の基本的考え方	4
4 人権問題に対する現状認識	4
5 互いの尊厳を尊重し合う社会の実現に向けて	6

第3章 人権施策推進の考え方

1 基本姿勢	7
2 取組に向けた視点	8

第4章 様々な人権課題への取組

女性	11
子ども	13
高齢者	15
障害児・者	17
同和問題	20
外国人	22
疾病	23
職業差別	24
ホームレス	25
性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）	26

自死・自死遺族	28
インターネット等による人権侵害	29
様々な課題	31

第5章 人権施策推進のための取組

1 啓発・教育・研修の推進～ともに生きる社会の実現のために～	34
2 調査・現状把握～人権に関する課題を的確に把握するために～	38
3 権利擁護システムの構築～人権擁護を進めるために～	39
4 人権ネットワークの形成～社会全体で取り組むために～	43

第6章 市民・地域団体・事業者・マスメディアの皆さんへ

1 市民の皆さんへ	47
2 地域団体の皆さんへ	48
3 事業者の皆さんへ	48
4 マスメディアの皆さんへ	49

結びにかえて	50
--------	----

資料編	51
1 平成22年度『人権に関する市民意識調査』の概要	53
2 指針改訂に伴うヒアリングにご協力いただいた団体等一覧	55

第1章 指針の改訂について

1 指針策定の背景

「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と呼びかけた「世界人権宣言」が昭和23年（1948年）の国連総会で採択されて以来、人権に関わる様々な課題に対する不断の取組が続けられています。

我が国においても基本的人権を保障した日本国憲法に基づいて、これまで人権に関する諸制度の整備や各種施策が推進されてきましたが、今なお、様々な人権問題の解決が、社会全体の大きな課題となっています。

横浜市では、平成8年（1996年）、市民、有識者で構成された「ゆめはま人権懇話会」において、「人権を尊重する社会をめざして」と題する提言をまとめました。

提言では、人権問題の解決に向けて、横浜市が基本的に留意すべき点として

- ①人権尊重の文化・風土づくりに向けた、豊かな人権感覚をはぐくむための啓発・教育等の取組
- ②人権施策推進の基礎となる人権問題の現状を把握するための取組
- ③人権擁護を進める社会的システムの整備の推進
- ④取組を効果的に進めていくためのネットワークづくり

が掲げられました。

その提言を受け横浜市は、平成10年（1998年）、あらゆる施策・事業を人権尊重の視点を持って推進するとともに、市民、事業者、団体等にも呼びかけるために「横浜市人権施策基本指針」を策定しました。

2 指針の改訂にあたって

平成10年（1998年）の指針策定後、横浜市は人権に関わる施策を常に市の重要課題として位置づけ、取組を進めてきました。

また、国においても、近年、人権に関する様々な法整備が行われ、それらを受けた横浜市としての取組も多くあります。

一方では、社会的に少数者（マイノリティ）の立場に置かれてきた様々な人々から、尊厳ある扱いを求める訴えが提起されてきました。また、インターネットの利用をめぐる人権侵害など新たな人権課題も出現しています。

これらのことから、横浜市では、人権施策の一層の推進を図るとともに、人権に対する理解と取組を社会全体で深めていくために「横浜市人権施策基本指針」を改訂します。

3 指針の位置づけ

(1) 指針が目指すもの

横浜市は、市民が社会生活や日常生活の中で互いに人権に対する意識を高め合うことにより、「一人ひとりの市民が互いに人権を尊重しあい、ともに生きる社会」の実現を目指しています。

(2) 横浜市の取組

市民一人ひとりの尊厳が守られる地域社会を実現するためには、横浜市のあらゆる施策・事業について、人権尊重の視点をもって推進することが必要です。本指針はそのための基本姿勢を示すとともに、横浜市における人権施策の取組の全体像を明らかにするものです。

横浜市は、策定する各種基本計画や行動計画に、本指針の内容を踏まえ人権尊重の視点を盛り込み、人権施策を総合的・体系的に推進することで、人権に関する諸課題の解決に向け全庁的に取り組みます。

なお、本指針に沿った人権施策の推進を図るために、人権問題に取り組む市民団体・NPOなどとの意見交換を行います。

(3) 市民の皆さんとの協働

「横浜市中期4か年計画 2010～2013」では、第3章本市の未来図として「これからの10年」について「引き続き、誰もが安心して暮らせる都市であるためには、人権尊重の考えに立ち、社会全体において互いに包み支えあう関係性を構築するとともに、様々な主体の協働により社会的課題を解決していく必要」があると述べています。

人権に関わる問題は市民共通の課題であり、社会全体の課題です。

そのため、横浜市は、行政の責務として人権問題の解決に取り組んでいくとともに、社会全体で取り組むために、市民、事業者、団体等についても本指針への賛同を呼びかけます。そして、ともに人権尊重の社会環境づくりを進めるための協働を提唱します。

4 指針の見直しについて

本指針は、人権問題に関する国等の動向や社会情勢の変化、横浜市が行う「人権に関する市民意識調査」の結果等を踏まえ、一層の充実を図るために、5年を目途に改訂します。

第2章 人権問題についての基本認識

1 人権をめぐる国際社会の取組

国際連合（以下「国連」という。）は、国連憲章の前文で、基本的人権の尊重と人間の尊厳の不可侵は人類共通の願いであることをうたっています。また、「世界人権宣言」の人権に関する基本的考え方は、国際社会において幅広く支持され、その具現化に向けた努力が続けられています。

この間、国連は、昭和41年（1966年）に、世界人権宣言の理念や精神の実現を目指して「国際人権規約」を採択、それと前後して、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」（昭和40年（1965年））、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（昭和54年（1979年））、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）（平成元年（1989年））など30を超える人権関連の条約や宣言を決議し、加盟国に批准・承認を求めてきました。

また、世界各国でも、国連が設定した「国際婦人年」（昭和50年（1975年））、「国際児童年」（昭和54年（1979年））、「国際障害者年」（昭和56年（1981年））、「世界の先住民の国際年」（平成5年（1993年））などに取り組む中で、『人権の尊重』を国家を超えた人類普遍の重要課題として、努力が重ねられてきています。

しかし、こうした国連や国際社会の努力にもかかわらず、いまだに地球上には民族紛争による戦禍や飢餓、人種差別や女性差別など深刻な人権侵害が続いています。

国連は、平成6年（1994年）、翌年からの10年を「人権教育のための国連10年」とすることを決議しました。その採択書の中で「人権教育はたんなる情報提供にとどまるものではない。人権教育とは、あらゆる発達段階の人々、あらゆる社会層の人々が、他の人々の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための生涯にわたる総合的な過程である」と述べています。

このように、国連をはじめ国際社会において、「人権の世紀」といわれる21世紀にふさわしい世界の実現に向けた歩みが続けられています。

2 人権をめぐる国内の取組

国内にあっても、人権侵害の解消は大きな課題となっています。この現状を踏まえて、国では、あらゆる人権問題の解決を目指して取組を進めています。

「人権教育のための国連10年」の取組を受け、国は、平成9年（1997年）、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」（*）を策定し、重要課題に積極的に取り組むこととしました。

法的な取組としては、平成12年(2000年)に人権教育・啓発に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されました。個別分野の法としては「男女共同参画社会基本法」(平成11年(1999年))、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」(平成14年(2002年))、「発達障害者支援法」(平成16年(2004年))、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(平成17年(2005年))などの人権に関する諸法が次々に整備されました。

また、「児童虐待の防止等に関する法律」(平成12年(2000年))、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(ドメスティック・バイオレンス(以下「DV」という。)防止法)(平成13年(2001年))のように、それまで家庭内等のプライベートな問題として、公的な保護が困難であった分野についても法による救済が及ぶようになりました。

(*)『「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画』 国は、この行動計画で、女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人などを重要課題としました。

3 人権の基本的考え方

(1) 個人の尊厳と可能性の発揮

人は、誰もがかけがえのない存在であり、一人ひとりが多様な個性と豊かな可能性を有しています。人権とは、その基盤となる一人ひとりの尊厳と固有の権利です。それらが保障されることによって、人は希望を持ち、努力し、可能性を発揮することができます。

横浜市は、「一人ひとりの尊厳が守られ、力が発揮できるまち」の実現を目指します。

(2) 相互の人権の尊重

人権は、誰もが等しく持っているものです。全ての人が互いの人権を尊重しあうことが自らの人権が尊重されることにつながります。

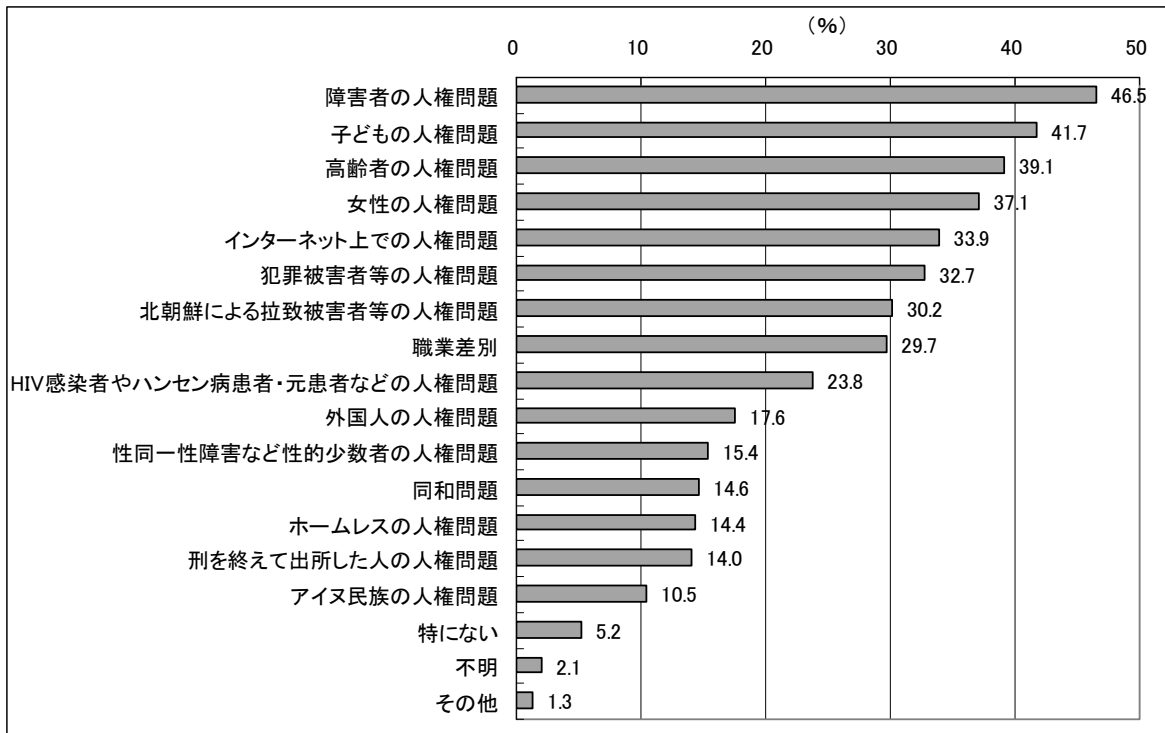
横浜市は、様々な人権課題に取り組むことによって、「人権意識の豊かなまち」の実現を目指します。

4 人権問題に対する現状認識

(1) 人権問題の現状と課題

横浜市では、ほぼ5年ごとに「人権に関する市民意識調査」を実施しています。

平成22年(2010年)に行った調査において、「あなたは、どの人権問題に関心がありますか」という問いに対しては、①障害者の人権問題、②子どもの人権問題、③高齢者の人権問題、④女性の人権問題、⑤インターネット上での人権問題が上位5位を占めました。



このグラフでは、障害者、子ども、高齢者、女性の人権への関心が高いことがうかがえます。

また、「インターネット上での人権問題」や「犯罪被害者等の人権問題」が高い割合を占めるとともに、「性同一性障害などの性的少数者の人権問題」など新たな人権課題についても一定の関心が寄せられているなど人権問題に対する理解や関心の対象が広がっていることもうかがえます。

その理由としては、人権に関する社会全体での取組が進展するとともに、これらがマスメディアによって報道される機会が増えていること、差別や偏見に苦しんでいる人たちの勇気を持って社会に訴える姿に数多く接するようになったことなどが、市民の関心を喚起することにつながったものと考えられます。

(2) 偏見や差別の要因

人権問題には、それぞれ固有の歴史や背景があり、また、その実態や事象にも違いが見られます。

しかし、どの問題にも偏見や差別の底流には、次のような意識や心理が同じように働いていると「ゆめはま人権懇話会」の「提言」(平成8年(1996年))は指摘しました。

- ①知識不足からくる誤解や一方的決め付け
- ②異質なものを排除する心理
- ③異なる価値観の否定
- ④固定化した観念

などです。

これらの意識や心理は、その社会における多数者(マジョリティ)や優越的な立場にある人たちの間で、それが当然であるかのように意識化され、少数者(マイノリティ)や劣位に置かれた

人たちに向けられるために、偏見や差別であると気づきにくくなっています。

また、差別的なものの見方や偏見は、往々にして差別される側に問題や原因があるかのごとく考えられがちです。「提言」が指摘した偏見や差別が生み出される構造は、今日においても変わっていません。

人権問題の解決は、そうしたものの見方・考え方を見つめ直すことから始まります。

5 互いの尊厳を尊重し合う社会の実現に向けて

(1) 「人権問題を解決する」とは

人は、それぞれ違う条件の下に生まれます。身体の大きさも皮膚の色も違えば、言葉、生まれ育った国や場所も違います。人によって得意なことも苦手なこともそれぞれ違います。

そのような違いをお互いに受け入れ、認め合い、同じ人間として尊重しあうことが、差別をなくし、人権が尊重された社会に近づく第一歩です。

差別や偏見をなくし人権問題を解決するとは、それまで被ってきた不平等や不公平を解消し、本来等しくあるべき尊厳を回復するという「より公平で公正な社会に近づくための互いのたゆみのない営み」ということができます。

(2) 多様な力を発揮し合い、支え合う社会へ

いま、国際的には雇用のボーダーレス化とともに、経済活動のグローバル化が進展しています。また、国内においては、急激な少子高齢化や家族形態の多様化、雇用の規制緩和による性別や世代を問わない非正規雇用の増加、地域社会における連帯の希薄化など社会構造の大きな変化のさなかにあります。

こうした時代を迎えてこそ、互いに多様性を認め合い、尊厳を尊重し合うことを基調とした社会を築いていくことが大切です。

市民一人ひとりが豊かな人権意識を育み、差別や偏見や排除ではなく、互いに支え合う中で個々人の可能性が引き出され、発揮できる社会を実現していきましょう。

第3章 人権施策推進の考え方

市民一人ひとりの人間としての尊厳が守られる社会の実現のため、横浜市職員は、次の基本姿勢をはじめとする人権に関する認識の上に、取組を行います。

1 基本姿勢

(1) 人権尊重を基調とした市政

人が個人として尊重されることは、誰もが安心して市民生活を営むために欠くことのできないものです。横浜市の施策は、この考え方を基調に計画、執行しており、その意味では全てが人権と関わりがあります。

横浜市は、人権の尊重を市政運営の基調とします。

(2) 差別を受けている人々の立場にたつ

差別や偏見のために傷つき苦しんでいる人や「生きづらさ」を抱えている人がいます。これらの人々(以下「当事者」という。)は声をあげにくい場合が多くあり、行政が積極的に意見を聴く努力をしなければ、実情を見過ごしたままで、当事者の苦しみが続くこととなります。

横浜市は、差別を受けている当事者の立場にたち、差別をなくす姿勢をもって市政運営にあたります。

(3) 市政を担う職員の人権感覚の研さん

人権尊重を基調とした市政を運営するために、職員には豊かな、また、鋭い人権感覚が求められます。すなわち、

- ①人は一人ひとりがかげがえのない存在であること
- ②誰もが尊厳と固有の権利を持っていること

について十分認識をもつとともに、常に自己啓発に努めることが求められます。

全ての職員は、担当職務に習熟することはもとより、人権感覚を磨き、幅広い人権に関する素養と問題意識をもって業務の遂行にあたります。

(4) 地域社会全体の取組とするために

人権問題は、社会の問題として認識されなければ、真の解決には至りません。それぞれの分野における様々な人権に関わる課題を解決していくためには、一人ひとりの市民、事業者、団体等における主体的な取組が求められます。

横浜市は、そうした取組を積極的に支援していきます。

2 取組に向けた視点

(1) 人権問題への理解を深めるために

ア 人権問題を自分の問題として考える

人権問題について、他人事ではなく自分の価値観や意識の問題として捉え、考えます。様々な施策の推進も、日々の業務に対する姿勢もここから始まります。

イ 「当事者がいる」ことを認識する

被差別の立場に置かれてきた人たちは、声を出せない苦しさを抱えています。「当事者がいない」のでも「差別がない」のでもありません。

同和地区出身者や在日韓国・朝鮮人は、自分の生まれや本名を言えずに、また障害や病気のある人たち、性的少数者（*）の人たちは、周囲にそのことを告げることに深いためらいがあります。私たちの隣にそうした人たちが存在しているという認識を持って業務に取組めます。

（*）「性的少数者」 詳しくは、第4章「性的少数者」を御覧ください。

ウ 当事者とコミュニケーションをする

差別や偏見は、意識や価値観であると同時に、当事者に対して「忌避する」「コミュニケーションをしない」という行為となって現れることが少なくありません。

多数者の側にいる人たちが、その障壁を取り払う努力をする必要があります。当事者とコミュニケーションをすることが、差別をなくす何よりの第一歩であると認識します。

エ 当事者の「思い」を知る

当事者が、日々生きていく中で抱え込まされてしまう「生きづらさ」の原因となっているのは、社会の意識、規範、環境などです。

当事者が、どんなことに「生きづらさ」を感じ、傷ついているか。その一つひとつを知ることが気づきとなり、解決への取組となることを認識します。

オ 人権問題の当事者は複合的な困難を抱えていることが多いと認識する

たとえば、障害のある人の場合、移動やコミュニケーションの困難などの日常生活上の課題に加え、就労の難しさがあるように、人権問題の当事者は、複合的な困難を強いられている場合が多くあります。

また、見えにくい困難の一つに識字問題（*）があります。

特に、市民からの相談を受ける業務などにあっては、相談者の背景にある課題や複合的な困難に対する洞察が大切です。

（*）「識字問題」 「識字」とは、文字を読み書きし、使用する力を言います。日本は識字率が高いため、非識字者の困難が認識されにくいという課題があります。同和地区出身者や在日韓国・朝鮮人の高齢者には、識字が困難な人が少なくありません。他にも、様々な事情で学校に行けなかった人たち、また、近年は就労のため来日した外国人やその子どもたちなどにも同様の課題があります。

(2) 人権問題の取組を推進するために

ア エンパワメント(*)支援の姿勢で取り組む

人は誰も「自分らしく生きたい」という意欲と希望を持っています。それらがその人固有の力の源泉となります。

社会的に被差別の立場に置かれた人たちの場合、差別や偏見などの自己実現を阻害する要因により、様々な断念、自分自身に対する抑圧や「自分はいったい何者か」というアイデンティティ（自分らしさ）の葛藤があります。

そうした当事者の思いを受け止め、ともに取り組み、その人自身の力の発揮を支援します。

(*)「エンパワメント」 「エンパワメント (Empowerment)」とは、個人や集団が、その置かれた状況に気づき、課題を自覚して自ら状況を改善する力を発揮することをいいます。

イ 様々な立場の人々の視点で考える

施策を検討するにあたっては、当事者の声を反映するとともに、様々な立場の人々の視点から考え、それぞれの立場を理解し合いながら互いに歩みよることによって、より良い合意を目指す努力が重要です。

ウ 人権に関する国内外の取組の動向を把握する

国連は、近年では「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約)(平成18年(2006年))、「先住民の権利に関する国際連合宣言」(平成19年(2007年))を採択するなど常に国際的な推進役を果たしています。

それらを受けて、国内でも政府、各自治体、人権関係団体・NPO等の取組が行われています。これらの動向を的確に把握し、施策を推進していきます。

エ 社会情勢の変化を人権の視点から考える

昨今の厳しい経済状況は、社会的に困難な立場にある人たちに、より大きな影響をもたらしており、困難の世代間連鎖を断ち切ることが求められています。

施策・計画の立案等においては、社会の変化が及ぼす影響を踏まえ対応します。

オ 施策等を人権の視点から点検する

かつて、「らい予防法」がハンセン病に対する偏見や差別をもたらしたように、既存の法令・制度等についても人権の視点から点検を進めていくことが必要です。

新たな施策に取り組む場合は、人権感覚を研ぎ澄ますとともに、絶えず既存の施策の効果等を点検します。

カ 個別分野の取組と人権全般に共通する課題への取組を連動させる

人権問題は、一人ひとりの内面にある異質なものに対する排除意識や少数者に対する優越意識などの心の在りようへのアプローチが不可欠です。個別分野での取組と併せて、それらの課

題に取り組みます。

キ 市民の意見の把握に努める

様々な人権に関する課題を把握し、研修・啓発などの取組を的確に行っていくために、差別を受けても訴えられずにいる市民の意見を把握する努力と工夫を行います。

また、効果的な研修・啓発のために、定期的に市民の意見や意識の把握を行っていきます。

ク 人権関係団体・NPO（*）などと行政の協働を推進する

人権問題の取組において、人権関係団体・NPO（*）などが、困難を抱える人たちに寄り添い、支援を行っています。

行政がその活動を積極的に支援し連携協力関係を築いていくことは、人権問題の解決に取り組む上で重要です。人権関係団体・NPOなどと行政の協働を推進し、社会全体での取組へと進めていきます。

（*）「NPO」 「NPO(Non Profit Organization)」とは、非営利の民間活動組織と訳されます。

第4章 様々な人権課題への取組

女性

昭和50年（1975年）の国際婦人年とその翌年から続いた「国連婦人の10年」は、国際的にも国内的にも男女平等社会の形成に向けて画期的な役割を果たし、この取組を契機に、女性の地位向上などが図られてきました。

日本は、昭和60年（1985年）に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（女子差別撤廃条約）を批准しました。平成11年（1999年）には「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、ともに責任を担う社会の実現が、21世紀の国の最重要課題と位置づけられました。また、平成13年（2001年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が制定されるなど男女共同参画や女性への暴力の根絶に向けた取組が展開されています。

横浜市では、平成13年（2001年）に「横浜市男女共同参画推進条例」を制定しました。条例の基本理念に基づき男女共同参画の施策を実施するために「男女共同参画行動計画」を策定し、様々な事業を推進しています。また、市内に3館（戸塚区・南区・青葉区）ある男女共同参画センターを拠点として、女性の社会参画や自立に向けた支援などを行っています。

しかし、平成21年（2009年）に公表された国連の女子差別撤廃委員会による最終見解で、日本の女性差別撤廃に向けた取組は不十分であるとして次のように指摘されています。依然、日本における女性の地位は低いものにとどまり、女性の尊厳を深く傷つける性暴力などの女性の人権侵害もなくなっていない。

<女子差別撤廃委員会による最終見解の主な内容>

- ・ 依然として固定的性別役割分担意識が根強く、メディアにおいても固定的性別役割分担意識に沿った男女の描写が行われている
- ・ 女性や女児への強姦、集団暴行、ストーカー行為、性的暴行などを内容とするわいせつなテレビゲームや漫画の増加に表れている性暴力の常態化を懸念する
- ・ 性別に基づく賃金格差が大きく、非正規雇用の多数を女性労働者が占めている
- ・ 妊娠・出産を理由に女性が違法に解雇されている
- ・ 依然として家庭や家族に関する責任を主に女性が担っており、そのために男性の育児休業取得率が低く、女性がキャリアを中断する、又はパートタイム労働に従事するという実態が生じている

女子差別撤廃委員会によるこれらの指摘のほかにも、女性の高齢単身者やひとり親家庭の増加の中で経済的困窮に陥る世帯の増加、外国人女性とその子どもの社会適応が困難な状況があるなど、女性が生活困難に陥るリスクが一層高まっている状況がみられます。

こうした課題も踏まえながら、横浜市では平成22（2010）年度に、「横浜市DV施策に関する基本方針及び行動計画」を盛り込んだ「第3次横浜市男女共同参画行動計画」を策定しました。

男女が、互いにその人権を尊重しつつ喜びも責任も分かち合い、性別に関わりなく、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、あらゆる分野に対等に参画できる社会の実現を目指した施策を推進していきます。

〈 人権の視点から特に必要なこと 〉

- 男女間の格差解消を図るため、男女共同参画の視点での統計の整備及び施策の点検
- DV及びデートDVの根絶に向けた啓発
- DVがある家庭で養育されている児童が受ける影響と児童虐待の可能性についての留意
- 事業所、学校、地域社会等におけるセクシュアル・ハラスメントに関する啓発
- 事業所におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- 女性の意思決定過程への参画の促進
- ひとり親世帯、在住外国人やDV被害者とその子どもへの支援の視点をもつこと

子ども

平成元年（1989年）、国連の総会において、18歳未満の全ての子どもの基本的人権を尊重することを目的に、「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）が採択されました。この条約は、子どもの尊厳を守り、生存、保護、発達などの権利を国際的に保障、促進していくため、国際児童年から10年間にわたる審議を経て採択されたものです。日本は平成6年（1994年）に批准しました。

いじめ、不登校、ひきこもり、虐待や児童ポルノ、さらに子ども自身が犯罪に巻き込まれてしまうなど、子どもたちを取り巻く環境はますます厳しくなっており、深刻な社会問題となっています。

これらの問題は、核家族化や少子化、家庭や地域の子育て力の低下、長引く不況がもたらす貧困、過度の受験競争、学歴社会の弊害、情報化社会がはらむ危険性などの様々な要因が重なって起きてくるといわれています。

子どもの人権を守るためには、子どもが抱える問題を、社会・経済情勢など現在の様々な要因を反映したものとして捉え、子どもを一人の人間として尊重し、社会全体が一体となって解決に取り組んでいくことが大切です。

行政はもとより、市民・企業・NPOなど様々な社会の担い手が、未来を担う子どもたちを育み、尊重していくことが今、求められています。

横浜市では、「かがやけ横浜こども青少年プラン」後期計画に基づき、一人ひとりが、地域の中で見守られながら、安心して毎日を暮らすことができるとともに、世代や価値観の異なる他者とふれあいながら、自立に向けて生きる力を育てていくことができるまち、全ての子育て家庭が、子育ての喜びを実感しながら、ゆとりを持って楽しく子育てができるまち、子どもを持ちたいと思う人が、子どもを産み育てることに希望を持てるまちづくりを進めます。

学校教育においては、「だれもが」「安心して」「豊かに」生活できる学校を目指し、子どもの発達段階に応じた全教育活動を通じ、「人権尊重の精神を基盤とする教育（人権教育）」を推進します。

深刻化するいじめの問題に対しては、迅速、適切に対応できるよう学校、家庭、地域の連携を強化するとともに、相談・指導など施策の充実に努めます。

また、児童虐待については、平成12年（2000年）に「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）が施行され、問題に対する社会的な関心が高まったこともあいまって、全国で相談対応件数は増加傾向にあります。また、法施行後、対策が強化されているにもかかわらず、全国的に、虐待により子どもの命が奪われることも少なくないのが現状です。このため、虐待の未然防止、早期発見・早期対応、さらに再発防止を図るために、児童相談所・区福祉保健センターにおける対応施策を充実するとともに、要保護児童対策地域協議会を通じて地域及び医療、教育等の関係機関との連携を強化していきます。

児童ポルノについては、児童への性的搾取・性的虐待であり、特に、児童が信頼を寄せている周囲の人間によって引き起こされることも多く、また、インターネット上に流出して回収が事実上不可能になる場合もあり、被害児童の健やかな成長への大きなダメージとなると指摘されています。

国では、平成22年（2010年）、「児童ポルノ排除総合対策」を策定したところであり、こうした国の取組を踏まえ、警察をはじめ、関係機関・団体とも連携し、市民の理解と協力を得ながら、児童ポルノ被害の防止に向けた啓発や被害児童への支援の充実等を図っていきます。

＜ 人権の視点から特に必要なこと ＞

- 児童の人格と権利を尊重する社会意識の醸成
- 子どもの視点に立った相談・指導等の対応
- 児童虐待への対応については、未然防止から早期発見・早期対応、再発防止まで、プライバシーの保護に留意しつつ関係機関や地域と情報を共有し、連携して対応する。また、子どもの安全と健全な成長を第一に考え、きめ細やかな対応を心がけるとともに、状況によって迅速・果断に一時保護等により対応
- ひとり親家庭の子どもなどに対して、困難の世代間連鎖を生まないための学びや育ちの支援
- 子どもの自尊感情を高め、自分の人権を守り、他の人の人権を守ろうとする意識・意欲・態度を育成する学校教育の推進

高齢者

横浜市では、今後、高齢化が急速に進み、平成23年(2011年)には高齢者(65歳以上)は76万人で高齢化率(総人口に対する高齢者の比率)は20.5%、いわゆる団塊の世代が高齢期を迎える平成26年(2014年)には86万人と約4人に1人が高齢者になると予想されます。

これまで経験したことのない長寿・高齢社会を迎え、また、高齢化の進展に伴う介護を要する高齢者の増加に対して、高齢者介護の問題を社会全体で支えていくことを目的に、平成12年(2000年)4月から介護保険制度が開始されました。

横浜市では、高齢者が社会の担い手としていきいきと活躍でき、また、介護が必要になっても、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らし続けることができる都市の実現を目指して、「横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」(平成12年3月策定、3年ごとに見直し、現在第4期(平成21年度～23年度))を策定し、高齢者の自立の促進、援護を必要とする高齢者とその家族への支援などの施策や人にやさしいまちづくりを進めるとともに、高齢者の権利を擁護するなど高齢者の人権を尊重した施策の充実を図っています。

一方、老老介護などに象徴される家庭・地域の介護力の弱体化、介護の長期化に伴う介護疲れなどによる高齢者虐待、認知症高齢者の増加への対応など様々な課題があります。「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(高齢者虐待防止法)(平成17年)に則した虐待の早期発見・早期対応や、認知症高齢者が安心して暮らせるまちづくり、事業者をはじめとする介護従事者の人権意識の向上などに積極的に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、地域における市民の自主的な福祉活動や支えあい活動などへの支援を推進します。

〈 人権の視点から特に必要なこと 〉

- 高齢者の尊厳を大切にする社会意識の醸成
- 高齢者が自分らしく活動し、社会参加できる環境づくり
- 高齢者が安心して暮らすためのバリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの普及啓発
- 高齢者の孤立を防ぐための地域の中の支え合い・見守りの仕組みづくりや成年後見の推進
- 高齢者虐待の早期発見・早期対応と介護者を支援する取組
- 認知症についての正しい理解と、認知症になっても地域で安心して暮らせる支援体制づくり

もっと知ろう：認知症について

認知症は脳の障害に起因する病気で、加齢とともに発症率が高くなり、また、誰もが発症する可能性があることから、社会全体の課題として捉える必要があります。

また、高齢者に限った病気ではなく、働き盛りの若い年代でも認知症になることがあり、65歳未満で発症する認知症を若年性（若年期）認知症といいます。

認知症になっても、人格が失われるわけではありません。感情があり、本人自身が不安や葛藤を抱えていることを理解し、本人の尊厳を損なわないように受け止めることが大切です。

しかし、介護者の負担は大きく、虐待の原因となることも少なくないため、早期の相談・支援とともに、本人や介護者が病気を隠すことなく、安心して生活できるような周囲の理解が必要であり、地域社会として「認知症を支えるまちづくり」が求められています。

障害児・者

国連が昭和56年(1981年)を「国際障害者年」と決議して以来、「障害者の完全参加と平等」の理念のもと、障害のある人に対する社会の取組は大きく前進しました。我が国では、平成5年(1993年)に施行された「障害者基本法」で、全ての障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有し、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられることが基本理念としてうたわれています。

横浜市においても、これまで「横浜市障害者プラン(第1期)」などに基づいて様々な施策・事業を推進してきた結果、横浜市の障害者福祉施策は大きく前進しました。

しかしながら、平成20年(2008年)に、「横浜市障害者プラン(第2期)」策定に向けて横浜市が行ったアンケート調査の結果によると、『普段困っていること』の第1位は“外出が困難”でした。また、「意思が伝わらない」「周囲の理解が足りない」と感じている人の割合も、引き続き高い数値を示しています。とりわけ、外見から障害が分かりにくい知的障害や精神障害の人が、周囲の理解を求める割合が高くなっています。

このことは、「移動」や「コミュニケーション」など、人が社会生活を送る上で最も基本的で不可欠なことがらについて、障害のある人が、今なお多くの生きづらさを強いられていることを物語っています。

なかでも、視覚障害者や聴覚障害者は、コミュニケーションだけでなく、自分の身の回りの環境に対する認知や接触の能力が著しく制限されることから、当事者が孤立せず、安心して安全に社会生活が送れるようにする必要があります。

また、身体・知的・精神の3障害に加えて、発達障害、高次脳機能障害などこれまでの障害手帳の認定基準ではとらえきれない方々のニーズにも対応できるような施策展開が必要です。

これらの様々な取組に加えて、障害児が差別のない環境の中で健やかに成長・発達していくことが重要です。

乳幼児期、学齢期を支える地域療育センターと保育所、幼稚園、学校その他関係機関が連携して、適切な療育や保育、教育を受ける機会を確保するなど、障害児とその家族を支援します。

障害の原因は様々ですが、病気・事故・加齢などにより誰もその可能性と無縁ではありません。「障害」は、「障害のある人」にあるのではなく、「社会」の側にこそあるという視点を持つことが必要です。

「障害者の自立」について、自立＝経済的自立と捉えられがちですが、それぞれの障害や能力に応じ、多様な「じりつ」があるという考え方を社会の中で育てていくことが求められています。

平成18年(2006年)12月には、国連総会において障害者権利条約が採択され、国も平成19年(2007年)9月に署名しました。また、条約の批准へ向け、平成23年(2011年)

6月には「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が、7月には「障害者基本法の一部を改正する法律」が国会で成立しています。

横浜市としても、「市民一人ひとりがお互いの人権を尊重しながら、障害のある人もない人も同じように生活することができる社会づくり」という基本的な考え方に基づいて、市民、事業者、団体、行政など社会全体による取組を進める中で、障害者の権利を擁護する施策を一層進めていきます。

＜ 人権の視点から特に必要なこと ＞

- 「障害」を社会の側の課題として捉える視点を持つこと
- 障害者が安心して暮らすためのバリアフリー化の推進やユニバーサルデザインの普及啓発
- 個々の障害特性に応じた、地域社会等での障害理解の促進
 - ・ 区地域福祉保健計画への参画
 - ・ 防災訓練への参加
 - ・ 教育、医療、交通、行政各機関等への啓発
- 当事者とふれあうことによる理解の大切さについての認識
- 障害者虐待の根絶
- 就労をはじめとする社会参加の促進
- 政策形成プロセスへの多様な障害当事者の参画
- 障害特性に応じたコミュニケーション・ツールの確保（点字、音声での案内、手話通訳、要約筆記等）

もっと知ろう：障害特性に応じたコミュニケーションツールの確保 ～ 障害者権利条約から ～

障害者権利条約は、障害者の固有の尊厳、個人の自律及び自立、差別されないこと、社会への参加等を一般原則として規定し、障害者に保障されるべき個々の人権及び基本的自由について定めた上で、この人権及び基本的自由を確保し促進するための措置を締約国がとることなどを定めています。

障害者権利条約の第2条では、「意思疎通」、「言語」について次のように定義されています。

『意思疎通』とは、言語、文字表記、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用可能なマルチメディア並びに筆記、聴覚、平易な言葉及び朗読者による意思疎通の形態、手段及び様式並びに補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式（利用可能な情報通信技術を含む。）をいう。

『言語』とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語をいう。」

もっと知ろう：精神障害について

戦後、我が国の高度成長期には精神病患者への対応として、精神科病院への入院治療が主流を占めたことなどから、病気に対する周囲の理解が十分でなく、地域の受け皿不足などが原因で、長期社

会的入院を生み出してきました。

平成7年（1995年）、精神保健法の改正により、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」（精神保健福祉法）が施行され、精神障害者の人権に配慮した医療、福祉、社会復帰、自立支援とともに、地域住民の精神障害に対する啓発に努めることなどが定められました。

代表的な精神疾患である統合失調症は、一定の割合で出現（発症率は100人に0.8人）するとされ、特別な病気ではありません。

また、アルコール依存症は他の薬物依存と同様、「意志の弱さ」が問題なのではなく、家族を含めた理解と適切な対応が解決への道となります。

社会が複雑化し、人々が受けるストレスも増大しています。「精神障害は自分とは無縁」と考えるのではなく、精神障害者に対する理解に努めるとともに、互いに地域社会の一員としてともに生きる関係を築くことが大切です。

もっと知ろう：発達障害について

平成17年（2005年）に施行された「発達障害者支援法」では、「発達障害」を「自閉症、アスペルガー症候群、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、その他これに類する脳機能障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義しています。

「人とコミュニケーションをとるのが苦手」「集団の中でうまくいかない」「落ち着きがない」などの特性がある場合もあります。

横浜市では、発達障害児・者のライフステージにあった支援に取り組んでいます。

しかし、発達障害は、周囲から「本人の性格」「親の育て方の問題」などで見られてしまうことも多く、「見えにくい障害」といわれています。このため、大人になっても、「生きづらさ」を抱えたまま苦しんでいる人たちもいます。一人ひとりに応じた適切な支援と周囲の人たちの発達障害についての正しい理解が求められます。

もっと知ろう：高次脳機能障害について

高次脳機能障害は、脳血管疾患などの病気や事故などの外傷による脳挫傷などにより、脳が損傷されたために、言語、思考、記憶などに発現する障害です。

「記憶力が低下した」「怒りっぽくなった」などの症状がありますが、本人も周囲の人たちも障害を十分認識していないことが多く、それゆえ、以前と違う本人の様子に周囲の人たちも戸惑う状況が生じます。

また、身体機能に障害がない場合は身体障害者手帳の対象にならないことから、支援の得にくさが課題となっています。このため、社会の認知を高め、本人や家族を支えていくことが求められています。

同和問題

同和問題は、特定の地域（「同和地区」又は「被差別部落」ともいう。）に生まれたこと、また、その地域の出身であることを理由として続いている差別問題です。

日本社会の歴史のなかで形成され、近代以降も「家柄」や「生まれ」を重く見る価値観とともに、日常生活・就職・結婚等に関わって差別が続いてきました。

このため、「近代社会の原理として何人にも保障されている市民的権利と自由を完全に保障されていないという、もっとも深刻にして重大な社会問題」（昭和40年「同和对策審議会答申」という認識のもと、昭和44年（1969年）以降、同和对策に関する特別措置法に基づき国を挙げて様々な取組が行われました。

横浜市も昭和49年（1974年）に同和对策事業を開始しました。

それらの結果、住環境・就労・教育などにおいては相当の改善が見られたことから、国においては平成14年（2002年）に特別法に基づく事業を終了し、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（人権教育・啓発推進法）（平成12年）により、啓発を中心として取組が行われています。

横浜市では、平成15年（2003年）、「横浜市同和对策事業に対する基本的考え方（方針）」（昭和52年策定）の見直しを行い、残された課題解決に向けて一般施策を有効に活用しながら取組を進めることとしました。

しかし、近年においても「身元調べ」を目的とした戸籍関係書類の不正取得が各地で判明しています。また、同和地区への偏見に根ざしたインターネットの掲示板などにおける差別書込みなど同和地区出身者を苦しめる現実があります。

平成22年（2010年）に行った「人権に関する市民意識調査」では、同和地区出身者との結婚についての質問で「自分の意志を貫いて結婚」または「親などを説得して結婚」と答えた人は、合わせて73.3%で、前回調査（平成17年（2005年））に比べ1.4ポイント増加しました。しかし、「家族などの反対があれば結婚しない」又は「絶対に結婚しない」と答えた人を合わせると22.8%（前回：23.4%）で、今も2割を超える人が否定的な考え方を持っているという結果となりました。

人を「生まれ」や住んでいる地域で判断し、差別するという行為は、許されることではありません。そうした考え方や価値観を克服していくことは、社会全体の問題であると同時に、一人ひとりの問題です。

引き続き、行政による研修・啓発や学校における人権教育をはじめ、市民・地域・事業所・団体などが同和问题解決の意義を認識し、取り組んでいく必要があります。

〈 人権の視点から特に必要なこと 〉

- 同和問題の現状についての認識及び解決に向けた職員への研修・啓発
- 身元調べや同和地区に関する問い合わせ等の現状を踏まえた研修の取組
- 同和問題についての教職員に対する研修・啓発
- 人権教育における同和問題への取組
- 市民・地域・事業所・団体などにおける啓発取組への支援

外国人

横浜市の外国人登録者数は、平成22年（2010年）8月末現在、約8万人で、市民の50人に1人が外国人となっており、国籍も約150か国と多様化しています。外国人が地域社会の一員として自立し、円滑に生活していくためには、行政サービス等の多言語化を進める一方で、日本語能力を身につけるための支援体制の整備が必要です。

また、就労・留学・結婚などで来日し、生活の基盤を日本の社会に置いた外国人が増加したことに伴い、育児・教育、福祉・医療など生活全般にわたる相談が増加しています。その中でも、特に、近年は、DV、離婚、生活困窮などの深刻な相談が増加傾向にあり、きめ細かな取組が求められています。

こうした中、横浜市では、平成19年（2007年）3月に、市内の日本人と外国人が互いの文化を尊重し、暮らしやすく活動しやすいまちづくりを進める方向性を示した「ヨコハマ国際まちづくり指針」を策定し、地域の外国人支援・国際交流の拠点となる国際交流ラウンジの整備、行政窓口や学校等への通訳ボランティアの派遣、多言語による生活情報の提供など様々な取組を進めています。

また、市民、企業等に対する啓発施策を充実することによって、市民の人権意識の高揚を図り、今なお根強く存在する在日韓国・朝鮮人に対する差別意識や、社会の様々な所で生じている外国人に対する差別の解消を目指すとともに、相互理解の促進に努めます。

今後も、本指針に基づき、日本語学習支援等の在住外国人の生活支援や自立と社会参画を促進するとともに、国籍や文化の違いにかかわらず、同じ横浜市民として、互いを理解し、日本人も外国人もともに地域社会を支える主体となるような活力ある多文化共生社会を推進していきます。

また、様々な困難を抱えながら地域社会の一員として生活している外国人の人権を擁護する姿勢が求められます。

〈 人権の視点から特に必要なこと 〉

- 多言語による広報と情報提供の推進
- 日本語学習支援
- 外国人の日常生活をサポートする相談機関の充実及び相談機関に関する情報の収集・提供
- 法律・医療・福祉等専門分野におけるサポート体制の整備

疾病

現代においても、エイズなどの感染症や難病、精神疾患などについての正しい知識と理解が、市民の間で十分に普及しているとはいえません。このため、これらの疾病にかかっている人の中には、知識や理解の不十分さなどに起因する偏見や差別によって、社会生活の中で苦しんでいる人が少なくありません。また、家族やパートナーなどが同様の状況に置かれることもあります。

なかでも感染症は、人びとの間に偏見や差別を生じることが少なくありません。今後も、新型インフルエンザなどの新たな感染症や従来の感染症のほか、様々な疾病について、市民が正しい知識と理解を獲得するまでの間、偏見や差別が生じてしまう恐れがあります。

このような状況を解消していくためには、疾病にかかっている人々の人権が守られ、安心して日常生活を営むことができる社会を実現する取組と併せて、正しい知識の普及や理解の促進など偏見や差別を解消するための取組を行っていくことが重要です。

横浜市では、市民が、安心して適切な医療が受けられるよう保健・医療施策の充実を図るとともに、保健・医療従事者の研修等に取り組み、利用しやすさの向上に努めます。また、人間としての尊厳を傷つけられることなく暮らせるよう、市民の理解の促進と互いに支え合う社会づくりを進めます。

さらに、予防のための知識とともに、疾病に関する正しい知識の普及啓発の取組に努めます。

患者・感染者の人権を尊重する医療を進めるためには、医療従事者と患者等の双方が話し合いを十分に行い、理解と信頼関係に基づいた医療が提供できること（インフォームド・コンセント）が重要です。今後、これらに関する啓発活動も推進します。

〈 人権の視点から特に必要なこと 〉

- 医療従事者等における患者の立場に立った対応
- エイズや新型インフルエンザをはじめとして、感染症に対する正しい理解の上に立った対応
- 市民・マスコミ等に対して啓発するための市職員に対する正しい知識の研さん
- インフォームド・コンセントの必要性についての医療従事者に対する啓発

もっと知ろう：ハンセン病について

感染症への偏見が重大な人権侵害を引き起こした代表的なものにハンセン病があります。

ハンセン病は感染力が大変弱いにもかかわらず、政府が隔離収容政策を取ったことや身体的な後遺症を伴うことなどのため、平成8年（1996年）に「らい予防法」が廃止されるまで、患者は病気が治癒しても、なお社会復帰ができないまま、療養所の中での生活を余儀なくされてきました。

平成21年（2009年）には、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が施行され、ハンセン病患者・元患者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるよう基盤整備や福祉の増進、名誉の回復等を図っていくこととされました。

職業差別

私たちの社会は、分業化された様々な職業から成り立つことによって日常生活が維持されています。それらは相互に関連し、補完しあって、活力ある社会を生み出しています。

しかし、社会にとって不可欠であるにも関わらず、その意義を正しく理解せず低く見たり、忌避する様々な偏見や差別が存在しています。

中でも、血や死に触れることを「穢（けが）れ」と考える意識や、仏教における殺生戒などに根ざした生き物を殺すことへのこだわりは連綿と受け継がれているとともに、動物を可愛がることのみを「良し」とする一面的な考え方は、家庭や学校、そして社会の中で何ら疑問を持つこともなく人々の意識の中に刷り込まれてきました。

こうしたことが大きな要因となり、私たちの食生活に必要な食肉を生産する「と畜」業務や、動物の保護・管理のために行う犬や猫の収容業務に従事している人やその家族が、その業務を十分に理解していない人たちからいわれのない差別的な言動に傷つけられています。

あらゆる動物が、それぞれの特性によって他の生き物を利用して生きているように、人もまた、家畜やペットなど様々な形で生き物を利用しています。動物を殺して利用することも家族同様に可愛がることも、人が生きていく上でごく自然な行為なのです。

そうした人と動物の多様な関係の全体を見ることなく、命を絶つことを「かわいそう」と捉えることで、と畜業務・犬や猫の収容業務に従事する人やその家族を傷つけています。そうした身勝手な価値観を自分自身の問題として捉えていくことが必要です。

また、人は、誰も死を迎えます。斎場や墓地に関わる業務に対して向けられる忌避的な感情は、身勝手な価値観と言わなければなりません。

同じ社会にあって、それぞれの職業に従事する人々が等しく尊重され、生き生きと生活できることが当たり前の社会であることを、市民一人ひとりが心に刻み、それを阻害する偏見や差別の克服に取り組むことが大切です。

そのために、差別を解消する社会的な責務を持つ職員や教職員の研修の強化に取り組みます。学校教育においては、子どもたちが家族の職業やその他のあらゆる職業に対して偏見のない職業観が培えるよう人権教育の工夫と充実を図ります。

また、市民等に対しても啓発の充実を努めます。

〈 人権の視点から特に必要なこと 〉

- 動物との関係について捉え返す職員・教職員への研修・啓発
- 学校教育における人間と生き物の関係を正しく捉えた学習の取組
- 市民への啓発の取組

ホームレス

横浜市では、毎年1月に行う調査で、ここ数年は700人程度のホームレスが確認されています。

また、不安定な就労などによりホームレスになるおそれを抱いている人たちも多くいると考えられます。

平成19年（2007年）1月に実施した生活実態調査では、ホームレスとなるに至った事情として、企業の倒産や解雇、病気等の理由で仕事を失った人が多く、その中には再就職したいと考える人も数多くいるという結果がでています。

つまり、働く意欲はあるものの、長引く景気の低迷などの影響を受けて失業状態が続き、ホームレスとなることを余儀なくされている方が多くいるという事実を正しく理解することが必要です。

一方で、ホームレスへの襲撃事件や嫌がらせ、暴行事件などが、いまだに発生しています。私たちは、その背景にあると思われる、ホームレスに対する偏見や、排除しようという意識をなくすとともに、ホームレスの問題を個人の責任だけに帰するのではなく、市民・事業者・学校・地域など社会全体の課題として捉え、解決していかなくてはなりません。

横浜市では「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」に基づき、「横浜市ホームレスの自立の支援等に関する実施計画」を策定し、国や県などとともにホームレスの自立の支援に取り組んでいます。

今後もホームレスの基本的な人権を尊重し、ホームレスからの脱却を支援するとともに、市民の理解を深めるなど、総合的な施策を推進します。

＜ 人権の視点から特に必要なこと ＞

- 当事者自身が自らの意志により、ホームレス状態から脱却し自立できるようにする支援
- 個別の状況に応じたきめ細かな支援
- 市民・事業者・学校・地域に対する啓発と理解の促進

性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）

人間の「性」の在り様は多様であることが、様々な研究により明らかになってきました。

しかし、性同一性障害、同性愛、性分化疾患などの性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）は、社会的に十分に認識・理解されていないため、自分の体の性・心の性（性自認）・性的指向を明らかにできず、一般社会の中で自分らしく生活することが大変困難な状況にあります。

【性同一性障害について】

心と体の性が一致しない性同一性障害は、世界保健機関（WHO）の疾病分類に位置づけられています。日本でも平成16年（2004年）、「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たした場合には、家庭裁判所の審判を経て、戸籍の性別変更が可能となりました。

横浜市においても、性同一性障害者の人権に配慮し、印鑑登録証明書をはじめ、法令上男女の別を記載することが義務づけられていない各種申請書類等については性別記載欄を削除する等の取組を進めてきました。

しかし、日常の社会生活の面では、経済的な負担の大きい性別適合手術を受けていない人は性別変更ができないなどのため、就労など様々な場面で大きな困難を抱えています。

また、幼少期から、自分の性別に対する違和感を持ちながら、その理由が分からず、強い孤独感や絶望感に陥りがちです。

このため、性同一性障害について、広く社会が認識を深めることが求められます。

【同性愛について】

同性愛の人たちは、時代や社会集団を問わず、常に一定の割合で存在します。

世界保健機関（WHO）は、平成4年（1992年）、「同性愛はいかなる意味においても治療の対象とはならない」という見解を公表しました。

しかし、現状は、異性愛（性的指向の対象が異性）が「普通」「正常」という意識は社会の中に根強くあり、同性愛は偏見やからかいの対象として扱われがちです。

このため、多くの同性愛者は、自分を隠し、異性愛者を装って生きざるを得ない現実があります。

同性愛について正しく理解し、偏見を解消していくことが必要です。

【性分化疾患について】

染色体や外見上の身体などが男女のいずれにも典型的でない疾病の総称をいいます。成長に伴い、

出生時の性別判定と異なる特徴が出現する場合、本人や親は大きな苦悩を抱え込むことになります。

このため、特に医療従事者については、性分化疾患に対する十分な理解が求められるとともに、出生時やその後の治療については慎重かつ適切な対応が必要です。

横浜市は、施策の実施において、これら性的少数者（セクシュアル・マイノリティ）の人権を尊重するとともに、啓発に取り組んでいきます。また、事業所・学校などにおいても、これらの人々に対する理解を深めていく取組が求められます。

＜ 人権の視点から特に必要なこと ＞

- 職員、教職員に対する性的少数者についての研修及び相談窓口における対応強化
- 性別違和のある児童生徒が抱える問題に対する教育現場での配慮
- 保健・福祉・医療関係者に対する啓発
- 性分化疾患の新生児は、出生時の届出の際、性別が留保できることの周知
- 性的少数者についての市民・事業所等への啓発

自死・自死遺族

平成10年(1998年)以降、日本の自殺(自死)者は、13年間連続で3万人を超える状況が続いています。

横浜市では、平成10年に急増し、以降毎年700人前後の人が自殺で亡くなり、平成21年(2009年)までの12年間で8,503人にものぼりました。

国の取組として、平成18年(2006年)に「自殺対策基本法」、平成19年(2007年)に「自殺総合対策大綱」が施行され、自殺対策を推し進めるにあたり「自殺は追い込まれた末の死」「自殺に追い込まれた人は悩みを抱えながらもサインを発している」「自殺は防ぐこともできる」という三つの基本認識が示されました。

自殺という言葉から連想しがちなこととして、「自ら選んだのだから仕方がない」、「防ぎようがない」等がありますが、これらはいずれも間違った考え方です。自ら進んで自殺する人はいないのです。

自殺を個人的な問題として捉えるのではなく、その背景に潜む様々な社会的要因を考慮する必要があります。横浜市では、社会問題となっている自殺に対応するため、実態把握、相談体制の充実、普及啓発活動の推進など自殺対策を推進していきます。

また、自殺に関わる大切な施策の一つに、自死遺族の課題があります。深い悲しみと自責の中にいる遺族にとって、心ない声かけ(*)は大きな心痛となります。遺族自らが、自殺で亡くなったことを話すことができる環境づくりを目指し、支援体制の充実を図るなど総合的な施策展開を進めていきます。

多くの人が自殺で亡くなっている現代、誰もが日常生活や業務において、自殺対策の取組の重要性を認識するとともに、自死遺族への適切な支援について理解する必要があります。

(*)「心ない声かけ」 「心ない声かけ」とは、むやみに自殺の詳細を聞く、なぜ家族が防げなかったのかを問う等があります。これらの声かけは、自死遺族をさらに苦しくつらい状況に追い込み、自分の気持ちを語ることを困難にしています。

〈 人権の視点から特に必要なこと 〉

- 自死・自死遺族、自殺対策についての職員への研修・啓発
- 相談機関・窓口や関係機関間のネットワークの構築
- 自死・自死遺族、自殺対策についての市民、地域、事業所等への啓発
- 児童生徒への自殺対策、心のケアのためのきめ細かな指導・支援体制の推進

インターネット等による人権侵害

インターネットが情報収集ツールからコミュニケーション・ツールへと進展し、誰もが気軽に情報を発信できる等利便性が大きく増す一方で、そのインターネットを悪用し、掲示板やブログへの他人の誹謗中傷や侮辱、無責任なうわさ、特定の個人のプライバシーに関する情報の無断掲示や差別的な書き込みなどの人権侵害が社会問題となっています。これらの問題は、大人だけでなく子どもにも拡大しており、パソコンや携帯などのインターネット上の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、また、書き込んだりといったことも多発しています。

誹謗中傷等の書き込みや、社会的地位を低下させるような内容の書き込みは、名誉毀損にあたります。また、個人情報（住所、メールアドレス、写真等）を無断で掲載することは、プライバシーの侵害にあたるだけでなく、相手の心を深く傷つける行為です。

インターネットでの人権侵害は、他のメディアなどと異なり、掲示板で簡単に「匿名」で記載できることや、一度書き込まれた内容がすぐに広まってしまうため被害が急速に拡大すること、サイト管理者が分からず削除が難しい場合があること、情報のコピーが流通し、その全てに対処することが困難なことが特徴として挙げられます。

また、コンピューターウイルスなどにより本人の意図しない所で個人情報が流出し、人権侵害を引き起こすといった事件も起きています。

さらに、インターネットの利用者には障害者、高齢者、外国人など様々な立場の人たちがいることから、このことを考慮して情報発信する必要があります。また、そもそもインターネットを利用できる環境にない人もいることから、情報格差が発生する可能性もあります。

このような状況に対処するには、市民一人ひとりがインターネットの特徴をよく理解するとともに、インターネットには必ず現実の「人」が関与していることを考慮し、人権に配慮した利用を心がけることが大切です。そして、管理者側はインターネットでの情報提供や掲示板などのサービスを行う際に、人権について考え、内容を適切に管理することと同時に、ウイルスなど情報セキュリティへの適切な対策のほか、データの盗み見や不正取得、個人情報漏えいによるプライバシー侵害が起きないよう対策を取る必要があります。また、インターネットによる周知を行う場合は、特定の人に情報が提供されないといったことがないように、高齢者、障害者対応の Web ページの作成や、紙媒体での情報提供も必ず行うなど誰もが平等に情報を得られるようにする必要があります。

横浜市は、インターネットによる適切な情報提供や管理に努めるとともに、市民、事業者等にも様々な機会を通じて啓発を行っていきます。また、児童生徒やその保護者に対しては、学校教育を通じて適切な利用について理解を図っていきます。

〈 人権の視点から特に必要なこと 〉

- 各種事業を通じたインターネット使用におけるモラルやリスクについての啓発
- インターネットを利用する児童生徒への指導及びその保護者への啓発
- 児童生徒が所持する携帯電話へのフィルタリングサービス利用についての保護者への周知
- インターネット利用が困難な人に発生する情報格差を防ぎ、解消するための対応
- インターネットによる人権侵害を受けている人への対応
- 事業者に対するインターネット利用に関わる人権についての意識啓発

様々な課題

上記に掲げた課題以外にも、アイヌ民族に関わる人権問題等の長年の課題に加え、社会の変化とともに浮上する様々な人権課題に対して取り組みます。

【アイヌ(*)民族】

アイヌ民族は、日本列島の先住民族として独自の言語や生活様式、文化を持っていました。しかし、近世の幕藩体制下における搾取や抑圧に続き、日本が近代国家を形成する過程において、国策とされた北海道内における開拓優先政策などの中で迫害され、長く差別と困窮を強いられてきました。

平成9年(1997年)、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」が施行され、平成20年(2008年)6月には、国会が「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」を衆参両院で採択しました。現在、国において政策的な検討が進められています。

アイヌの人たちは、北海道だけでなく、首都圏にも多く居住しています。アイヌ民族の文化や歴史を理解し、民族としての誇りを尊重することで、ともに生きる社会を築くための取組を進めていきます。

(*)「アイヌ」 「アイヌ」とは、アイヌ語で「人間」という意味です。平成18年(2006年)に北海道庁が行った調査では、道内に約2万4千人が居住していると報告されています。

【拉致被害者等】

北朝鮮が行った拉致は重大な人権侵害です。政府が認定した拉致被害者のほかにも、拉致の可能性が否定できない事案があることも指摘されています。

平成18年(2006年)に施行された「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」に基づき、横浜市は、神奈川県、川崎市や民間団体と連携した啓発活動を通して、一日も早い問題解決に向けて取り組んでいきます。

【犯罪被害者等】

犯罪被害者やその家族は、犯罪による直接的な被害に加え、精神的にも、経済的にも様々な打撃を受けます。また、報道機関の行き過ぎた取材活動等により二次的な被害を受けることがあるなどの問題が指摘されています。

そのため、平成17年(2005年)に「犯罪被害者等基本法」が施行され、地方公共団体に対して

は、相談体制の整備など支援の取組が求められています。

横浜市では、神奈川県をはじめ関係機関、関係団体等と連携しながら、取組を進めていきます。

【刑を終えて出所した人】

刑を終えて出所した人は、本人が真摯な更生意欲を持っているにもかかわらず、就職や住居の確保にあたって差別を受ける場合があります。刑を終えて出所した人が円滑に社会復帰を果たすためには、周囲の人々や職場、地域社会の理解と協力が不可欠です。

横浜市では、関係機関、関係団体とともに、本人及び家族等への偏見や差別をなくすよう啓発に努めていきます。

【人身取引(ヒューマン・トラフィッキング)】

「人身取引」とは、搾取(*)等の目的で、暴力等の方法により人の売買等の取引を行う行為で、重大な人権侵害にあたるとして、国は平成21年(2009年)、「人身取引対策行動計画2009」を策定しました。

人身取引は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらします。被害者からの訴えや相談に適切に認知・対応できるよう、国の取組を踏まえ、関係機関・関係団体との情報交換や啓発に努めます。

(*)「搾取」 「搾取」とは、性的搾取、強制労働、臓器の摘出などを言います。

また、中区の寿町周辺には、戦後の横浜港の港湾労働や高度経済成長期の土木・建設業などに従事する人たちの多くが地方から集まって居住し、日雇就労という不安定な雇用制度の中で、本市の発展はもとより、我が国全体の戦後の産業構造の転換と経済発展の一端を担ってきました。

近年、この地域は、多様な雇用形態を認める政策により、従来の日雇就労で生計を立てる人が減少する一方、他の地域にもまして高齢者が増加しています。そうした中で、住民は新しいまちづくりを進めています。

しかし、我が国の戦後を支えてきたこの地域や居住する人たちに対する差別意識や偏見があることは否めません。

こうした差別や偏見をなくすために、地域の歴史的な背景や現在の姿について正しい理解を促すよう啓発に努めていきます。

この他にも、ひとり親家庭、婚外子、児童養護施設や里親などの社会的養護のもとで育った人た

ちなどに対して差別や偏見の眼差しが向けられることがあります。

また、事件や事故の加害者の家族や周囲の人たちに、批判や好奇の眼が向けられることがあります。

平成23年(2011年)3月11日に発生した東日本大震災と、それに起因する原子力発電所の事故は、東日本を中心に人々の心身や生活に大きな打撃を与えました。

避難生活の中では、高齢者、障害児・者、病人、外国人、子どもなど、特別な支援や配慮を必要とする人たちの困難は、より大きいものになります。避難所運営における女性への配慮なども必要です。

また、放射線の影響のため、避難や転居を余儀なくされた人たちに対する心ない言動・十分な根拠に基づかない判断と行動により、被災者を二重に傷つけるできごとも発生しました。災害時には、不確かな情報にとらわれない冷静さと、正しい知識を身につける努力が求められるとともに、「相手の立場に立って考える」「相手の気持ちを想像する」姿勢を忘れないことが大切です。

一人ひとりの生は、誰にとっても等しくかけがえのないものであり、互いに尊重し合う寛容さが求められます。

第5章 人権施策推進のための取組

1 啓発・教育・研修の推進

～ともに生きる社会の実現のために～

私たちの社会が進展・成熟していくために必要な一人ひとりの人権に関する啓発・教育・研修の取組が、様々な分野で進められています。しかし、依然として私たちの社会には人権に関わる課題が存在し、また、新たな課題も出現しています。本市においても、国際化・高齢化・情報化の更なる進展に伴い、「ともに生きる社会」の実現が地域社会の最大の課題の一つとなっているとともに、新たに「格差」の拡大が社会的な課題として指摘される中で、生活基盤の弱い人たちへの対応が喫緊の課題としてクローズアップされてきています。

偏見や差別の要因は、その多くが誤った認識や知識の不足などにあるといわれています。これらの要因を取り除くためには、市民一人ひとりが日々の生活の中で、人権の大切さを理解し、人権意識を高める努力をすることが、何よりも重要なことです。また、このことが「共生の心」の醸成にもつながることになります。

市民意識調査の結果〔市民意識調査結果（抜粋）については、第5章の最後を御覧ください。〕からも、多くの市民が差別された経験をもっていることがうかがえます。差別をなくす取組を進めるためには、差別を受けている人々の視点に立って、その解決を図っていく必要があります。このため、市民が主体的に、また、様々な年齢層や生活様式の方々が参加できる啓発活動を推進します。学校教育においては、引き続き子どもの発達段階に応じた人権教育を推進します。

職員及び教職員などは、人権問題を解決する社会的な責務を自らが強く認識し、人権研修に積極的に参画します。

なお、これらの事業については、国内外の人権施策などとの整合性を図るとともに、国などの関係機関をはじめ人権関係団体・NPOなどとも連携・協力しながら着実な推進を図ります。

（1）啓発

ア 自己啓発やエンパワメントの取組支援

人権啓発においては、一人ひとりが主体的に取り組むことが重要です。横浜市は、市民が主体的な自己啓発や学習に取り組むよう、市民に対して啓発を行います。

また、社会的に被差別の立場に置かれた人たちが、自分たちが本来持つ権利を認識し、自分自身の課題の解決や可能性の発揮に向けて行う取組を支援します。

イ 参加機会の拡充と情報提供

多くの人が参加できるよう開催の日時、場所等に考慮し、市民の多様な生活様式に応じた啓発機会を提供します。また、子育て中の人や障害者等がより多く参加できるよう、一時保育や手話通訳・要約筆記通訳など会場設営や運営方法等を工夫します。

また、人権に関する情報を提供するために各種メディアとの協力関係を一層推進するとともに、インターネット・ホームページを充実させ、いつでも・どこでも最新の情報にアクセスできる環境を整えます。

ウ 啓発手法の工夫

横浜市では、従来の聴講型の講演会に加え、様々な手法を取り入れた催しを数多く開催しています。

聴講型の講演会は、同時に多くの市民に人権について考えていただく機会を提供できる反面、参加者によっては知識を習得する機会にとどまってしまう場合もあります。

したがって、今後とも、聴講型の講演会と併せて、参加者がともに考え、感動や共感を得ることができるよう啓発手法を工夫していきます。

取組の考え方（例示）

- ・ 人権関係団体・NPO等との連携・協力による啓発
- ・ 差別を受けている当事者や支援者による啓発
- ・ 福祉施設等との連携・協力による啓発
- ・ 地域イベントなどでの啓発
- ・ 文化・芸術活動と連携した啓発

エ 多様な啓発機会の活用

各区局で実施する講座、講演会等の市民参加事業に、人権啓発プログラム（パンフレットの配布や人権パネル展示など）を取り入れ、啓発機会の多様化を図ります。

オ 対象、テーマを限定した啓発機会の提供

対象者やテーマを限定するなど、より充実した啓発機会の提供に努めます。また、企業等への啓発の更なる充実を図ります。

カ 啓発効果の評価、点検

人権啓発事業の実施にあたっては、参加者へのアンケートなどを実施し、その回答内容を分析することで事業の実施効果の評価・点検を行い、新たな事業計画に生かします。

キ 啓発方針の策定など

啓発事業を体系的・計画的に進めることにより事業効果を高めます。このため、平成16（2004）年度に策定した「横浜市人権啓発推進計画」の見直しを行います。

(2) 教育

ア 人権教育の推進

学校では、人権に関わりのある様々な課題に対応するため、各校に人権教育推進担当者を配置するほか人権教育の全体計画を作成して、人権教育の推進に取り組んでいます。また、全教育活動を通じて、差別をなくす人権教育を推進するとともに、目の前の一人ひとりの子どもの課題を、「誰もが」「安心して」「豊かに」の視点から明らかにし、子どもの課題の解決を目指します。

イ 人権が尊重される教育環境づくり

人権尊重の精神を基盤とする人権教育の推進により、自分が大切にされていると感じることができ、教育環境づくりに努めます。

ウ 児童の権利に関する条約の周知

子どもの人権を尊重することを目指す「児童の権利に関する条約」の理解を深めることは、人権教育の主要な柱です。「いじめ」や「体罰」をなくしていくためにも、条約の内容などについて学校、家庭、地域への周知を図ります。

エ 人権教育カリキュラムなどの工夫と充実

子どもの発達段階に応じて、様々な人権課題に対するカリキュラム開発を全ての教科を対象に検討し、学校の教育活動全体を通じて人権を尊重する意識を育てるとともに、一人ひとりの人格を大切にす人権教育の充実を図ります。

オ 教育手法の工夫

子どもたちが、人権問題を身近な問題として捉え、人権を尊重する意識を高めることができるよう、体験型教育プログラムを活用するなど、教育手法の工夫を図ります。

カ 子どもの意見の尊重

子どもの人権を尊重した教育を進めていくためには、子どもの意見を聞く機会を確保するとともに、意見を尊重することが重要です。学校でも家庭や地域においても子どもの年齢や発達段階に応じて意見が尊重される社会づくりに努めます。

キ 学校と地域社会が一体となった人権教育の推進

人権教育は、学校活動の中でのみ行えば十分であるというものではありません。人権教育の推進には学校・家庭・地域とが一体となった取組が不可欠であり、様々な分野において学校と地域社会が一体となった人権教育の取組を推進します。

ク 市内の大学などへの働きかけ

市内の大学などにおける人権に関する教育・啓発活動のより一層の取組について要請します。

ケ 生涯学習・社会教育における人権教育の推進

生涯学習は、日常生活の中で市民自らが行うものであり、その学習内容及び学習課題は広い範囲で多岐にわたっています。生涯学習における人権に関する市民の主体的な学習を支援します。

また、社会教育の一環として提供する講座・講演会等においても積極的に人権をテーマに取り上げます。

(3) 研修

ア 横浜市職員の人権研修の充実

全ての職員が人権問題を正しく理解し、自分の問題として捉え、それぞれの分野においてその解決に向けて取り組むよう、人権研修を充実します。そのために、引き続き「横浜市職員人権啓発研修推進要綱」(平成2年制定)による研修の充実に努め、日常の業務に反映できるよう職場内研修を推進します。

また、業務の性格上、人権に対する十分な認識や取組姿勢が求められる各種相談業務や戸籍等業務に従事する職員に対する人権研修を推進します。

取組の考え方(例示)

- ・ 日常業務に関連した人権研修
- ・ フィールドワーク(現場学習)などの体験型、参加型研修の導入
- ・ ボランティア活動の支援

イ 教職員の人権研修の充実

子どもたちの人格形成や豊かな人権意識を育む上で、教職員の果たす役割は極めて重要です。学校教育の場において一人ひとりの子どもの人権を尊重し、人権教育を推進するためには、教職員一人ひとりが豊かな人権感覚を身につけ、子どもたちの発達段階に応じて取り組むことが必要です。

そのためには、教職員一人ひとりが人権問題を自らの問題として認識し、一人ひとりの子どもを大切にするとともに、様々な背景をもつ子どもたちの思いを受け止められるよう教職員に対する人権研修を充実します。

取組の考え方(例示)

- ・ 様々な人権問題について、自分の問題として考える研修の推進
- ・ 男女共同参画、障害、同和、外国人、職業差別など、当事者の状況について十分な理解を求められている人権課題についての研修の充実と指導的人材の育成
- ・ 子ども発達段階に応じた実践的な人権教育の推進のための研修

ウ 保健・医療・福祉等専門職員の人権研修の充実

横浜市をはじめとする公務職場において、人権に関わりの深い業務に従事する保健・医療・福祉専門職員等に対する人権研修の取組を充実します。また、研修内容の充実や研修効果を高めるため、関連部署の間の情報交換等に努めます。

取組の考え方(例示)

- ・ 職場ごとの専門職員の人権研修
- ・ 職種ごとの専門職員の人権研修
- ・ 民生委員児童委員等福祉保健関係団体の人権研修取組の支援

エ 事業者などによる人権研修の取組

横浜市の外郭団体や指定管理事業者はもとより、民間事業者においても、保健・医療・福祉専門職員など、人権に関わりの深い業務に従事する方々に対する人権研修に取り組むようお願いします。

なお、横浜市は、研修内容の充実や研修効果を高めるため、研修の実施に際して相談に応じるなどの支援を行います。

オ セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント防止に向けた取組

職場における人権課題にセクシュアル・ハラスメントとパワー・ハラスメントがあります。いずれも、個人の人格や尊厳を深く傷つける人権侵害行為です。また、セクシュアル・ハラスメントにパワー・ハラスメントが重なっていることも少なくありません。

管理・監督者はもとより、職場の全ての構成員が、セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントが起きない誰もが働きやすい職場づくりを目指して積極的に取り組むことが必要です。

(*)「セクシュアル・ハラスメント」 「セクシュアル・ハラスメント(Sexual Harassment)」とは、異性に対する性的ないやがらせを言います。

(*)「パワー・ハラスメント」 「パワー・ハラスメント」とは、職務権限を背景にした職場等でのいやがらせを言います。

2 調査・現状把握

～人権に関する課題を的確に把握するために～

人権問題の多くは、見えにくい、気づきにくいことから当事者が置かれている状況を認識することの難しさがあります。依然として社会の中には様々な偏見や差別が存在していますが、その実情や社会が取り組むべき課題は十分明らかになっていないのが現状です。

例えば、障害者や高齢者の中には、人権侵害の場面にあっても自らの意思を十分に伝えることができない状況にある人がみられ、これらの人々が受けている人権侵害は数多く発生しているといわれているものの、表面化している事例は必ずしも多くはありません。

また、同和問題、外国人に関する問題などについても同様のことがいえます。

さらに、家庭等の私的領域で起こる家庭内暴力や虐待などの問題は、プライバシーとの関係で判断が難しいことから、明らかになりにくいとの指摘があります。

こうした人権侵害の解決に向けて効果的な施策を進めるためには、これらの問題を的確に把握し、当事者の立場に立って迅速に取り組むことが必要です。

横浜市では、これまでも分野ごとの生活実態調査などを通して現状把握を行っています。今後とも、定期的な調査の実施や調査手法の工夫、相談・対応事例の検証・蓄積などによって、よりの確な現状把握に努めます。

同時に市民の人権意識を把握し、啓発に関する手法を含め、各種の施策に生かしていくことが重要となります。横浜市では「人権に関する市民意識調査」を平成22年(2010年)に実施しました。

今後も、定期的な調査の実施や各種の調査を通して市民意識の動向を把握し、意識変化に対応した施策を進めます。

なお、幅広い視点から総合的に人権施策を検討するため、分野ごとに把握した実態や市民意識の集積を行います。

(1) 調査と現状把握

ア 啓発事業におけるアンケート調査

啓発事業に参加した市民に対して、アンケート調査により市民意識を把握し、効果的な事業の推進に活用します。

イ 人権関係団体・NPOなどとの意見交換

偏見や差別を受けている人々や、その支援等の活動に従事する人権関係団体・NPOなどとの意見交換などを通じて、実態把握に努めます。

ウ 定期的な市民意識調査

長期的な視点に立った調査等を実施し、幅広い人権問題の実態を踏まえて各施策を推進する必要があります。このため、様々な角度から人権問題を把握する定期的な調査を行うことで、より正確な実態の把握に努めます。

3 権利擁護システムの構築

～人権擁護を進めるために～

人権は、人間が生まれながらにして有するものです。また、人権は、これまで先人たちの多年にわたる努力の積み重ねによって築き上げられてきたものでもあります。したがって、全ての人が人権を尊重され、安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、現実に人権を侵害されている人の様々な相談を受け、適切な機関による救済が受けられるような社会の仕組みが必要です。

我が国では、人権侵害に対して、司法的救済や個別法に基づく対応が図られているところですが、多様な人権侵害に対する救済を充実させるため、平成13年(2001年)に出された人権擁護推進審議会の「人権救済制度の在り方について」の答申を受け、国において法整備に向けた検討が進められています。

横浜市では、国などの関係機関をはじめ人権関係団体・NPOなどとの密接な連携を図りながら、相談をはじめとする人権擁護体制の充実に取り組みます。また、地域において人権問題に取り組んでいる人権擁護委員については、その制度などを周知するとともに活動への支援を行います。

福祉や教育など分野ごとの相談については、的確な助言・指導ができるよう職員の資質の向上や相談機能の充実を図るとともに、相談機関相互の連携を強化します。

また、人権問題に取り組む人権関係団体・NPOなどをはじめとした市民・地域などとのネットワークの拡充を図ります。なお、人権を擁護する上で重要な市民のプライバシー保護については、必要かつ十分な配慮が図られるものとしていきます。

(1) 権利擁護

ア 障害者の権利擁護

自己の権利を十分に主張することや、意思表示を行うことが困難な障害者に対する権利侵害事例は多発しています。自分自身の課題の解決や可能性の発揮に向けて行う取組（エンパワメント）を支援します。

障害者権利条約を具現化するため、国においては法整備を進めています。財産管理や保全を含め生活上の権利の行使や要望を充足し、権利の確保を支援する制度の充実を図ります。

イ 高齢者の権利擁護

高齢者が住み慣れた地域で、いきいきと暮らし続けることができる社会を実現するためには、行政機関、市民団体、NPOなど、及び地域社会が一体となった取組が必要です。高齢者虐待などへの対応をはじめ成年後見制度による見守りなど高齢者の権利を擁護していく仕組みづくりを推進します。

ウ 子どもの権利擁護

子どもは、その誕生から成長の各段階において、周囲から温かく受け入れられ、安心して毎日を過ごすことが保障されなければなりません。

近年、児童虐待の増加が問題となっていますが、児童相談所をはじめとする関係機関や地域の関係者が密接に連携を取りながら、虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護に引き続き取り組んでいきます。

いじめやひきこもり・不登校等は、現在も大きな社会問題として、様々な取組が続けられています。学校教育の場においては、児童生徒の年齢や発達段階に応じて意見を尊重し、一人ひとりの悩みにきめ細かく対応できるよう相談・指導体制をさらに充実していきます。併せて、教職員の資質の向上や、保護者・教職員等を対象とした教育相談を引き続き実施していくとともに、学校・家庭・地域社会の連携の充実や身近な場所での相談体制・支援策を拡充します。

エ 施設などにおける利用者の人権擁護

福祉、医療関係施設では、職員は入所者の人権を尊重した対応が特に要求されます。関係職員などの人権研修を充実するとともに、入所者に対する人権擁護の徹底を図ります。また、「横浜市福祉のまちづくり条例」に沿って施設の環境整備に努めるとともに、「福祉サービスの第三者評価」

などの活用によるサービスの向上も併せて図っていきます。

その他の市民利用施設については、誰もが気軽に利用できるようなサービス体制の整備や利用者の人権を尊重した施設運営に努めます。

取組の考え方（例示）

- ・利用者個々の尊厳を大切にしたケア
- ・入所者のプライバシー保護の視点からケア、設備面を点検
- ・人権に視点を置いたケア研修の実施
- ・虐待防止に向けた取組の強化
- ・誰にでも分かりやすい案内表示や設備等の改善
- ・施設等の監査に人権の視点を導入
- ・利用者の視点に立った手続の改善
- ・必要な情報へのアクセス権の保障

オ 人権擁護委員活動への支援

人権擁護委員の活動は、人権思想の普及・高揚、人権相談、人権侵犯事件に関する調査、情報収集などが主なものです。その中でも人権相談が活動の中心となっています。

市民に対して、様々な機会を活用して人権擁護委員制度の周知に努めます。

（２）法令などの点検

既存の法令などの点検と改善

既存の法令や制度について人権の視点から点検を進めます。また、点検によって見つけられた問題点については、国などに対して改善を働きかけます。

（３）相談

ア 相談機関の周知

人権上の問題が生じている場合に、当事者は、どこに相談すればよいかという問題に直面します。市民に分かりやすい人権相談体制を構築するため、相談機関、窓口について、十分な周知に努めます。

イ 相談体制の充実

関係機関・団体などの実施主体の垣根を越えて情報提供・連携が図れるよう仕組みづくりを進めます。また、DVや犯罪被害者からの相談など特に配慮が必要な相談や、外国人からの相談に対する母国語での対応などについて、相談体制を拡充していきます。

取組の考え方（例示）

- ・外国人や障害者等に対応できる相談体制の充実
- ・相談事業及び窓口の積極的なPR
- ・専門相談（DV相談、犯罪被害者、「いじめ」110番、福祉調整委員会等）のPR
- ・関係機関・団体間の相互連携

ウ 相談に関わる人材の育成と研修の充実

相談員は、最初に問題を受け止めることになり、その役割は大変重要です。相談者が複合的な課題を抱えている場合や相談者自身が何が困難の原因なのかが分からないことがあります。

また、相談者が二次被害に遭うことがあってはなりません。そのため、相談員の育成と研修の充実に努めます。

取組の考え方（例示）

- ・研修カリキュラムなどの整備
- ・グループワークなど多様な手法による検討
- ・事業分野別の職員研修
- ・人権関係団体・NPOなどやボランティアとの情報交換会

エ 人権関係団体・NPOなどとの連携による相談体制の充実

NPOなどの行う活動は、行政だけでは解決できない様々な社会的要望に柔軟かつ迅速に対応できることなど数々の特色があります。人権相談では、これらのノウハウを持つ人権関係団体・NPOなどと連携・協力して相談体制の充実に努めます。

オ 相談機関間や専門機関との連携

相談機関としての区福祉保健センターや児童相談所であっても、相談内容が広範かつ複雑である場合など、他の専門機関又は専門施設との連携が必要となることが少なくありません。相談機関相互の連携だけでなく、専門機関さらには専門機関相互のネットワークを一層強化することで、適切な対応を行うことができる体制づくりを推進します。

取組の考え方（例示）

- ・国、県、市の連絡体制の強化
- ・関係機関のネットワーク（各区福祉保健センター、児童相談所、医療機関、学校、警察、青少年相談センター、家庭裁判所など）

（４）人権とプライバシー

ア プライバシー保護の徹底と啓発

情報化社会にあってコンピュータによる各種情報の処理、集積が進んでいます。集積された情報が外部に漏れることによる個人のプライバシー侵害に対する不安感が高まっています。人権相談などで得たプライバシー情報や行政機関が保有するプライバシー情報については適正な保護・管理を徹底します。また、職員に対してプライバシー情報に対する重要性の認識を一層高めるよう、研修を推進します。

さらに、関係機関、市民へも人権擁護の基礎であるプライバシー保護の重要性の啓発に努めます。

イ プライバシーの保護と情報提供

プライバシーの保護は、人権を守る上で最も重要な要素の一つです。しかし、プライバシーを重

視するあまり、子どもや高齢者の虐待などの人権侵害を見過ごし、結果として重篤な被害を生じてしまう事例が数多く発生しています。これらの情報については、早期に、かつ適正に関係機関に届くことの重要性を啓発していきます。

4 人権ネットワークの形成

～社会全体で取り組むために～

人権問題に取り組む上で最も重要なことは、社会全体で取り組むという合意と人権を擁護するシステムを構築することです。

とりわけ、当事者団体や当事者に寄り添い活動する人権関係団体・NPOなどの人権団体の取組には大きな意義があります。これらの団体の活動は、①直接的で迅速な対応、②行政が関わりにくい課題への対応、③先駆的な課題への対応など市民の求めに対して柔軟に対応することが可能です。人権問題の解決のためには、これらNPOなどをはじめ社会全体がネットワークを構築して取り組むことが重要です。

また、ネットワーク化にあたっては、それぞれの組織の自主性を尊重しつつ機能的に役割を分担して、その特性を生かした連携体制の確立に努めます。さらに、国、県、市の関係機関など行政相互の連携をはじめ、法律的な側面から人権問題に積極的に取り組んでいる弁護士会などとの連携・協力の強化を図ります。

(1) ネットワークづくり

ア 人権関係団体・NPOなどと行政の協働

柔軟な行動力などの特色を生かして啓発や相談などに取り組む人権関係団体・NPOなどは、課題解決の原動力の一つになっています。公的機関・制度では対応しきれない多様な要望に応えるため、双方の役割分担や関係の在り方などを踏まえ、これらの団体と行政の連携・協力を一層推進します。

イ 人権関係団体・NPOなどへの協力・支援

人権を尊重する社会の実現に貢献している人権関係団体・NPOなどに対しては、その自主性を尊重しながら、協力・支援を行うとともに、ネットワーク化を推進します。

取組の考え方（例示）

- ・ 事業実施のための必要に応じた財政的な支援
- ・ 事業実施のための適切な情報提供
- ・ 相談業務を担当するスタッフ研修などへの支援
- ・ 市民と人権関係団体・NPOなどの相互の交流機会の提供

ウ 人権関係団体・NPOなどと関連機関との連携・協力

人権関係団体・NPOなどと相談機関や医療機関などの関連機関が情報やノウハウを提供し合うなど連携・協力を進めることで、よりの確な現状の把握と迅速かつ適切な課題解決につながります。今後は、これらの団体と関連機関などとの連携・協力のさらなる促進を図ります。

エ 人権関係団体・NPOなどと市民、企業との協力関係への支援

人権関係団体・NPOなどの役割や活動内容について、様々な機会を通じて市民及び企業へ周知を図るとともに、交流機会の提供などの支援を推進します。

オ 市民、企業への協力・支援の充実

市民、企業が日常の活動の中で主体的に人権問題に取り組むことができる環境づくりを進めるため、啓発機会や情報提供などの一層の充実を図ります。また、市民、企業が実施する啓発や研修に対する協力・支援を推進します。

取組の考え方（例示）

- ・ 学習教材の提供、図書・ビデオなどの貸出
- ・ 人権啓発研修・講座などの講師紹介
- ・ ホームページからの情報や資料などの提供

平成 22 年度『人権に関する市民意識調査』結果（抜粋）

横浜市では、人権啓発をはじめ、より効果的に人権に関する取組を推進していくために、5年ごとに人権に関する市民の意識調査を行っています。

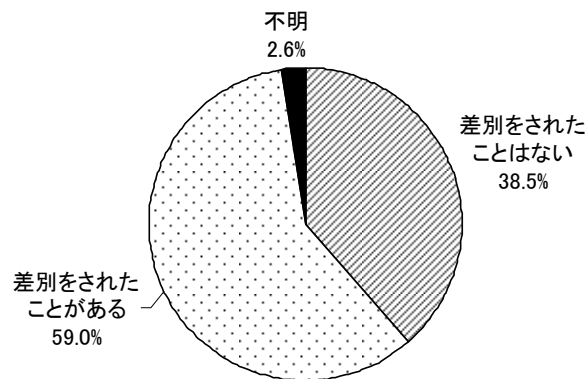
人権に対する市民の意識や考えを把握するとともに、差別の実態についても調査しています。

○ 差別をされた経験については、

- ① 差別をされたことがない：874人（約39%）、②差別されたことがある：1,339人（59%）、③不明等：58人（約3%）

となっています。

差別をされた経験（n=2,271）

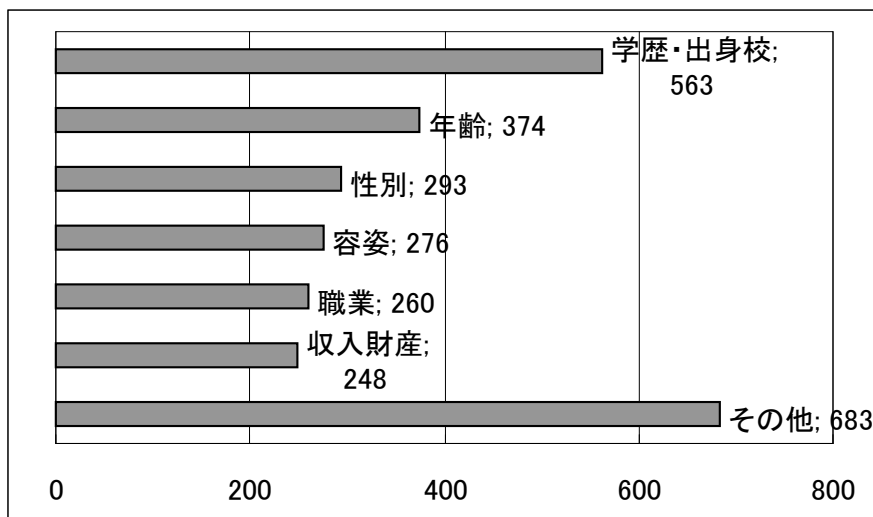


また、上記の②「差別されたことがある」の内容としては、（回答中「差別されたことがある」を選択された数2,697件を100%とする。複数回答方式のため、合計は回答者総数を超える。）

- ① 学歴・出身校：563件（約21%）②年齢：374件（約14%）③性別：293件（約11%）④容姿：276件（約10%）⑤職業：260件（約10%）⑥収入・財産：248件（約9%）⑦その他の項目の合計は683件（約25%）

となっており、日常生活の中で多くの市民が差別された経験があることがうかがえる内容となっています。

差別の内容（n=2,697）

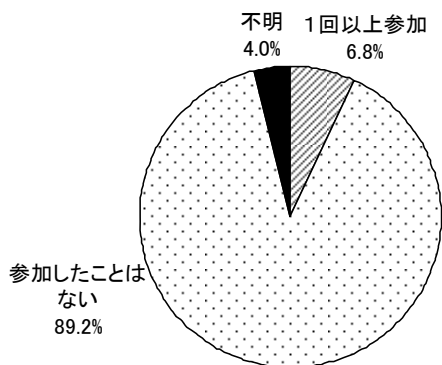


また、この調査では、市民啓発についても調査しています。

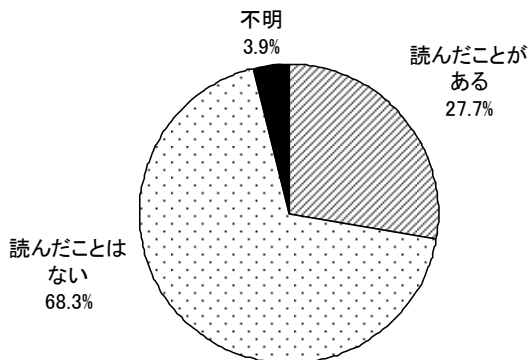
- 横浜市が行っている講演会等への参加経験については、
 - ① 1回以上参加：約7%、② 参加したことはない：約89%、③ 不明等：約4%
- 年1回発行の「広報よこはま人権特集号」を読まれているかについては、
 - ① 読んだことがある：約28%、② 読んだことはない：約68%、③ 不明等：約4%

という結果が得られ、人権に関する市民への今後の啓発事業の在り方にさらなる工夫を促すものとなっています。

講演会等への参加経験 (n=2,271)



広報よこはま人権特集号を読んだことがあるか (n=2,271)

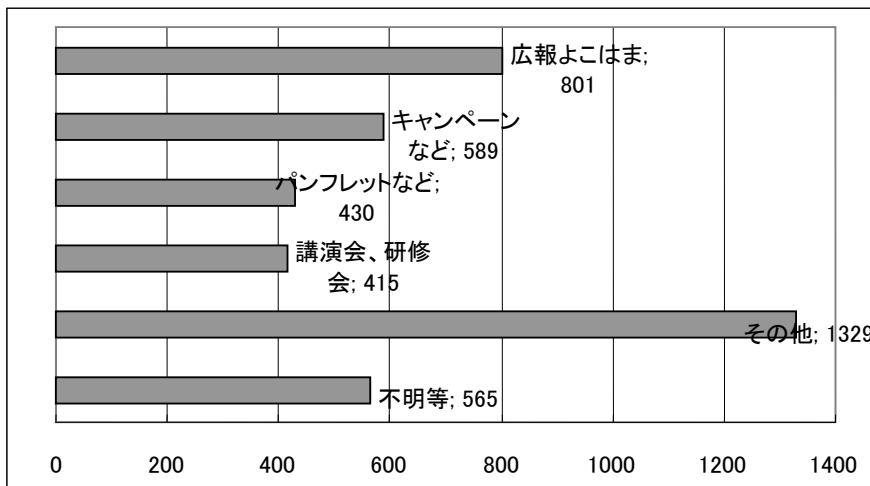


○人権についての理解を深めるための、充実させていくべき取組については、(複数回答方式のため、合計は回答者総数を超える)

- ① 広報よこはま (人権特集号や人権コラム) の充実：801件 (約19%)
- ② キャンペーンなどのイベント：589件 (約14%)
- ③ パンフレットなどの資料配布：430件 (約11%)
- ④ 講演会、研修会：415件 (約10%)
- ⑤ その他：1,329件 (約32%)
- ⑥ 不明など：565件 (約14%)

また、啓発活動においては、具体的にテーマを絞り込んで深く掘り下げる、あるいは、親しみやすい内容とすることや、企業と連携したりPR方法を工夫すること、開催日時の多様な設定や一時保育・手話通訳の手配など、多くの人の参加を引きつける企画内容が求められています。

今後充実させていくべき取組 (a=4,129)



第6章 市民・地域団体・事業者・ マスメディアの皆さんへ

人権問題の解決のためには、行政だけではなく、市民、事業者、各種の地域団体を含めて社会全体で取り組んでいくことが重要です。また、マスメディアの役割には大変大きなものがあります。市民をはじめとする地域社会の全ての主体が、その意義を理解して活動することにより、人権を尊重しあい、誰もが心豊かで暮らしやすい社会が実現されます。

1 市民の皆さんへ

(1) 積極的な自己啓発

人権問題を自分自身の問題として捉え、考えてください。

職場、学校をはじめとする様々な社会参加の中で行われる人権研修や行政・人権団体などが主催する人権講演会などへの積極的な参加を期待します。

様々な人権の課題をめぐる状況や当事者の声を聴くことは、人権について考えるきっかけとなります。

(2) 当事者とのふれあい

差別や偏見は、実際の姿を知らないまま固定的な観念にとらわれ、差別を受けている当事者とのコミュニケーションを欠く中で生まれ浸透していきます。

関心のある分野でのボランティア活動への参加や、地域イベントの交流の機会などを通じて当事者とふれあい、当事者の気持ちや実際の姿を知ってください。

互いをよく知り近づき合うことが、差別をなくす何よりの一歩となります。

(3) グループなどによる自主的な活動

人権講演会や当事者とのふれあいを通して関心をもった市民が、グループなどで自主的に学習に取り組むことを期待します。

横浜市は、人権問題に関する市民の自主的な取組を支援します。

(4) 日常生活での実践

誰もが「自分らしく生きたい」と願っています。それが社会の中で実現されるためには、互いに違いを認め合い、尊重し合う意識が社会にしっかりと根を張る必要があります。

市民の皆さん一人ひとりの日常生活の中で、人権を尊重する社会の実現に向けた行動の実践や問題提起を期待します。また、行政に対する意見表明についても期待します。

2 地域団体の皆さんへ

(1) 研修・啓発の取組

地域社会で活動する様々な団体が、それぞれの活動目的に応じて、その構成員や事業対象に対して啓発・研修に取り組むことを期待します。

(2) 当事者の参画の促進

地域でノーマライゼーション(*)を推進していくためには、様々な立場の人たちの参画を得て、その意見を聞くことが大切です。

地域での生活で課題を抱える人たちが参画できる仕組みを工夫して、地域福祉計画や防災の取組に障害者の参加を求めるなど当事者の意見を反映しながら取り組む姿勢が期待されます。

(*)「ノーマライゼーション」 「ノーマライゼーション (Normalization)」とは、障害のある人もない人もともに生きる社会こそノーマル(普通)であり、本来の姿であるとする考え方です。また、そうした社会を実現しようとする取組を指します。

(3) 地域としての取組

地域(コミュニティ)は、人が生きていく上で、重要な位置を占めるものの一つであり、誰もが安心して暮らせる地域を実現するためには、地域の中で豊かな人権感覚が醸成され、共有されることが不可欠です。

地域で活動する様々な団体の皆さんが、連携して人権意識の向上に取り組むことを期待します。

3 事業者の皆さんへ

(1) 就職差別の解消

就職は、社会生活を営む上で、生活基盤の安定や自己実現を図るという大変大きな意味を持ちます。

基本的人権を尊重した機会均等の保障と、その人の適性と能力に基づいた公正な採用選考(*)が行われなければなりません。

(*)「公正な採用選考」 「公正な採用選考」の一環として、新規高等学校卒業予定者については「全国高等学校統一応募用紙」を使用すること、従業員数が一定規模以上の事業所などについては「公正採用選考人権啓発推進員」の設置などの取組が進められています。

(2) 誰もが働きやすい職場づくり

誰もが働きやすい職場をつくることは、企業全体の利益につながるものです。

セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは被害者の心身に深い傷を残す人権侵害です。

事業者の責務として、働きやすい環境を整えるとともに、人権研修に積極的に取り組むことを期待します。

そのため、横浜市は事業者を対象とした人権啓発や事業者が行う人権研修に関する自主的な取組に対してより一層の支援を進めていきます。

(3) 地域社会の一員としての企業

人権の視点から企業活動の点検を行うとともに、企業活動を通して、社会的な問題解決や地域社会に積極的に関わっていくことが必要とされています。

また、ボランティア活動に参加しやすいような社内体制づくりや、地域への社会貢献の推進を期待します。さらに、地域で活動する人権関係団体・NPOなどとの連携・協力を期待します。

4 マスメディアの皆さんへ

(1) 人権問題への積極的なアプローチ

マスメディアは、世論の形成に重要な役割を果たす立場にあることから、様々な人権問題に積極的にアプローチし、社会に対する提起と理解促進へ向けた働きかけを期待します。

(2) 人権の視点

社会的に被差別の立場に置かれた人たちは、差別や偏見に根ざした固定的な見方に苦しんでいます。報道によってそれらが助長されることがないように、また、マスメディアの影響の大きさから、新たな感染症が判明した場合や、事件・事故の被害者・加害者双方やその家族など周囲の人たちへの対応などについても、個人の名誉を傷つけたりプライバシーを侵害したりすることがないように配慮を望みます。

(3) 人権研修の取組

過去、様々な人権問題の歴史において、マスメディアもまた、その時代の社会が内包する差別意識や偏見にとらわれていた事例もあります。

マスメディアが社会に対して果たす役割や影響は極めて大きいことから、組織として人権啓発に取り組むことが強く期待されます。

結びにかえて

「横浜市人権施策基本指針」の改訂にあたり、様々な人権課題についてお話をうかがいました当事者や支援者、団体の皆さんに心よりお礼申し上げます。

皆さんのお話に共通する一つの思いがありました。それは、この同じ社会に生きる全ての人が、自分らしく生き生きと暮らせる社会であってほしいという願いです。

人は、誰もがかけがえのない生を生きています。人権はそのために、誰にとっても等しく、なくてはならないものであり、私たちは互いを尊重しあうことが必要です。

横浜市職員及び教職員は、人権尊重を日々の業務の基本とします。

市民、事業者、団体の皆さんにおかれましては、この「基本指針」が、人権についての一層の理解と新たな取組の一助となることを願ってやみません。

そして、様々な困難や「生きづらさ」を抱えている当事者の方々が、自らの力を発揮されることを願っています。この「基本指針」が、皆さんを少しでも後押しすることができれば、それに勝る喜びはありません。

この横浜のまちで暮らし、働き、学ぶ全ての市民が生き生きと暮らせるまち・横浜市の実現に向けてともに取り組みましょう。

資料

資料1

平成22年度

『人権に関する市民意識調査』

の概要

資料2

指針改訂に伴うヒアリングに

ご協力いただいた団体等一覧

平成 22 年度『人権に関する市民意識調査』の概要

1 調査の目的

人権尊重の意識を高めるため、人権啓発をはじめ、より効果的に人権に関する取組を推進していくために、人権に関する市民の意識調査を行います。

2 調査方法

- ◆ 調査対象 横浜市内に居住する満 20 歳以上の市民 5,000 人を、住民基本台帳及び外国人登録原票から無作為に抽出
- ◆ 調査方法 郵送による配布・回収（ハガキによる礼状兼督促状を 1 回送付）
- ◆ 調査期間 平成 22 年 7 月 1 日（木）～7 月 31 日（土）

3 調査項目

- ◆ 人権や差別について（問 1～7）
- ◆ 風習や結婚時の身元調査について（問 8～9）
- ◆ 同和問題について（問 10～16）
- ◆ 人権問題に対する課題や施策について（問 17～40）
- ◆ 人権啓発活動について（問 41～46）

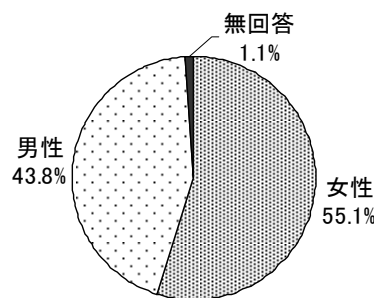
4 回収結果

有効回収票：2,271 票 有効回収率：45.4%

5 回答者の属性

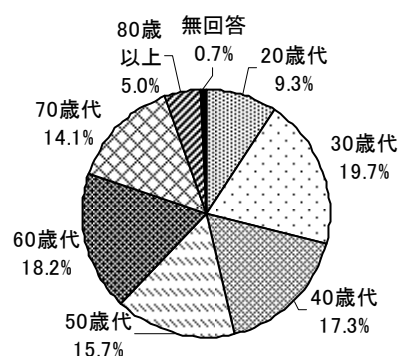
- ◆ 性別

女性	1,252 人
男性	995 人
無回答	24 人



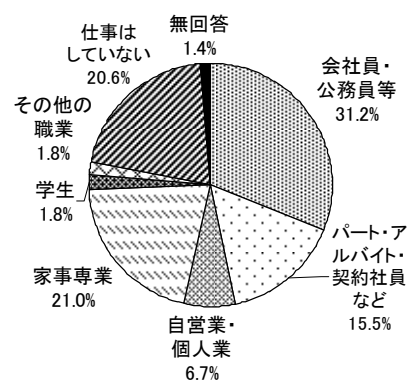
- ◆ 年齢

20 歳代	212 人
30 歳代	447 人
40 歳代	393 人
50 歳代	357 人
60 歳代	413 人
70 歳代	320 人
80 歳以上	113 人
無回答	16 人



◆ 職業

会社員・公務員等	709人
パート・アルバイト・契約社員など	353人
自営業・個人業	153人
家事専業	477人
学生	41人
その他の職業	40人
仕事はしていない	467人
無回答	31人



指針改訂に伴うヒアリングにご協力いただいた団体等一覧

(五十音順)

団体名
社会福祉法人 神奈川県匡済会
神奈川県地域人権運動連合会 横浜支部
社団法人 神奈川人権センター
かながわ人権フォーラム
神奈川県精神障害者連絡協議会
神奈川県宿泊業協同組合
教育関係・相談員
寿支援者交流会
寿地区自治会
特定非営利活動法人 さなぎ達
シェルター運営団体5団体
全日本同和会 神奈川県連合会 横浜支部
全横浜屠場労働組合
公益社団法人 認知症の人と家族の会 神奈川県支部
部落解放同盟 神奈川県連合会 横浜市協議会
特定非営利活動法人 ぷれいす東京
横浜簡易宿泊事業協同組合
横浜 Cruise ネットワーク (かながわレインボーセンターSHIP)
国連NGO 横浜国際人権センター
横浜市心身障害児者を守る会連盟
社団法人 横浜市身体障害者団体連合会
横浜市人権擁護委員会
公益財団法人 横浜市国際交流協会 (YOKE)
公益財団法人 横浜市男女共同参画推進協会

横浜市人権施策基本指針(改訂版)【原案】

平成23年8月25日現在

発行： 横浜市市民局人権課
〒231-0017 横浜市中区港町1-1
電話 045-671-2718 FAX 045-681-5453
